

北秋田市

第4次障がい者計画

〔令和6年度～令和11年度〕

第7期障がい福祉計画・

第3期障がい児福祉計画

〔令和6年度～令和8年度〕

令和6年3月

北 秋 田 市

ごあいさつ



この度、令和6年度から令和11年度までを計画期間とする第4次障がい者計画及び令和6年度から令和8年度までを計画期間とする第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画を策定いたしました。

本計画は、今後の市の障がい者福祉施策、障がい福祉サービスの提供体制の確保、障がい児の療育体制の整備等において、障がいをお持ちの方々が地域で暮らすために必要な施策を総合的に定めたものです。

本市では現在、少子高齢化の著しい進行による地域活力の低下や社会構造の変化に伴い、個人や世帯が抱える課題が複雑化する中で、これらの課題に対応するため、地域住民をはじめ行政や各関係機関が繋がり支え合い、一人ひとりが生きがいを持って地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現に向け取り組んでおります。

本計画の基本理念である「お互いが 尊敬し支えあう 明るいまち 北秋田市」を実現するため、「自立した暮らしのための支援」「育ちと健康の支援」「社会的自立の支援」「ぬくもりのある地域づくり」の4つを基本目標に掲げ、障がいのある人もない人も共に住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、引き続き障がいのある人を支えあう施策や事業を総合的に推進してまいります。

また、本計画では、令和6年度に開所予定の「北秋田市障がい児・者地域生活支援拠点」に関する内容も新たに盛り込み、障がい者（児）とご家族が将来にわたって安心して暮らすことができるよう各種サービスの提供、地域移行の促進、受け入れ体制の充実等に向けた取組も支援することとしております。

本計画に基づき、今後も、市民の皆様や関係団体、関係機関と連携し、市の障がい者福祉施策の推進に全力で取り組んでまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたりご尽力を賜りました北秋田市障がい者（児）計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、アンケート及びパブリックコメント等で貴重なご意見やご提言をいただきました市民の皆様にご心から感謝を申し上げます。

令和6年3月

北秋田市長 津谷 永光

目次

第1部 総論.....	1
第1章 計画の策定にあたって.....	1
1. 計画策定の趣旨.....	1
2. 計画の概要.....	4
3. 計画の策定体制.....	6
第2章 障がいのある人を取り巻く現状.....	7
1. 障がいのある人の状況.....	7
2. 障がい福祉サービス等の状況.....	11
3. アンケートから見られる現状.....	14
第2部 第4次障がい者計画.....	26
第1章 計画の基本方針.....	26
1. 計画の基本理念.....	26
2. 基本的な視点.....	26
3. 基本目標.....	27
4. 施策の体系.....	28
第2章 第4次障がい者計画の施策の展開.....	29
基本目標1. 自立した暮らしのための支援.....	29
基本目標2. 育ちと健康の支援.....	32
基本目標3. 社会的自立の支援.....	35
基本目標4. ぬくもりのある地域づくり.....	38
第3部 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画.....	42
第1章 第7期障がい福祉計画.....	42
1. 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定にあたって.....	42
2. 成果指標の設定.....	43
3. 障がい福祉サービス等の見込量.....	47
第2章 第3期障がい児福祉計画.....	59
1. 成果指標の設定.....	59
2. 障がい児支援サービスの見込量.....	60
第4部 計画の推進にあたって.....	63
第1章 計画の進行管理.....	63
第2章 計画の推進体制の充実.....	63
資料編	64
1. 北秋田市障がい者（児）計画策定委員会設置要綱.....	64
2. 北秋田市障がい者（児）計画策定委員名簿.....	66
3. 策定経過.....	67

第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の背景

わが国では、すべての国民が障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現を目指し、障がいのある人の自立や社会参加を支援するための施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

近年では、2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機とした機運を一過性のものにするのではなく、これまでの取り組みが大会のレガシー（※）として継承されるべく、共生社会の実現に資する取り組みの推進のため「心のバリアフリー」の理解促進を継続して取り組み、世界に誇れる共生社会の実現に向けた取り組みを推進していくこととしています。また、令和2年1月以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は国民生活に様々な影響を及ぼしており、このような感染症拡大時を始め、地震・台風等の災害発生時といった非常時には、障がいのある人を含め、支援の必要がある人々がより深刻な影響を受けることから、受ける影響やニーズの違いに留意しながら取り組みを進めることが求められています。

このような中、障がいのある人を支える取り組みが進められており、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」（平成26年5月制定）が平成28年4月から施行された後、令和3年6月に障害者差別解消法改正法が公布され、事業者に対し合理的配慮の提供を義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障がいを理由とする差別を解消するための支援措置が強化されました。また、政府全体の方針として改定された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」（令和5年3月14日閣議決定）を受けて、相談体制の整備を始めとした様々な対応が必要となっており、これらの取り組みの周知啓発を十分に行うことが必要とされています。

共生社会の実現に向け、障がいのある人が自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障がいのある人の社会参加を制約する社会的障壁（バリア）を除去するための取り組みを推進することが求められています。

本計画は、北秋田市の障がい者保健福祉施策の基本的な方向と主要な施策を示すものとして、これまでの計画の進捗状況及び目標数値を検証、見直し、「第4次北秋田市障がい者計画」並びに「第7期北秋田市障がい福祉計画」及び「第3期北秋田市障がい児福祉計画」を一体的に策定することとします。

※レガシー…未来へと引き継いでいくもの

【地域共生社会のイメージ】

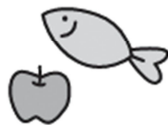
ひとり一人の暮らし

- 多様性の尊重
- 活躍の場づくり
- 気にかけて合う関係性
- 安心感のある暮らし



誰もが役割を持てる地域共生社会

- 働き手の創出
- 就労や社会参加の
機会の提供
- 地域資源の有効活用
- 民間企業による
生活支援への参入



農林漁業



環境



商工業



交通 等...

様々な社会・経済活動

(2) 近年の障がい者施策の動向

近年の障がい者施策の動向は、以下になります。

【障がい者施策の動向】

年 度	施 策 動 向
平成 26 年度	「障害者総合支援法」施行に伴う支援の変更 「障害者権利条約」の国会承認 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律」施行
平成 27 年度	「難病の患者に対する医療等に関する法律」施行
平成 28 年度	「障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）」施行 「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律）」成立 「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」一部施行 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行
平成 29 年度	「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定
平成 30 年度	障害者基本計画（第4次）（平成30年度～令和4年度） 「障害者総合支援法」一部改正施行（自立生活援助・就労定着支援の新設） 「児童福祉法」一部改正施行（居宅訪問型児童発達支援の新設） 「障害者の雇用の促進等に関する法律」一部改正施行 平成30年4月改正「社会福祉法」施行 改正「バリアフリー法」成立 「障害者における文化芸術活動の推進に関する法律」施行
令和元年度	改正「障害者雇用促進法」成立 「読書バリアフリー法」成立 改正「社会福祉法」成立 改正「バリアフリー法」成立
令和2年度	改正「社会福祉法」成立 改正「障害者雇用促進法」施行
令和3年度	改正「障害者差別解消法」成立（令和3年5月、令和6年4月施行） 「医療的ケア児等支援法」成立 改正「バリアフリー法」施行
令和4年度	「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」成立 改正「児童福祉法」成立（令和4年6月、令和6年4月施行） 改正「障害者雇用促進法」成立（令和4年6月、令和6年4月施行） 改正「障害者総合支援法」成立（令和4年6月、令和6年4月施行） 改正「精神保健福祉法」成立（令和4年6月、令和6年4月施行）
令和5年度	障害者基本計画（第5次）（令和5年度～令和9年度） 「障害者雇用促進法」一部改正施行 「障害者総合支援法」一部改正施行 「精神保健福祉法」一部改正施行

2. 計画の概要

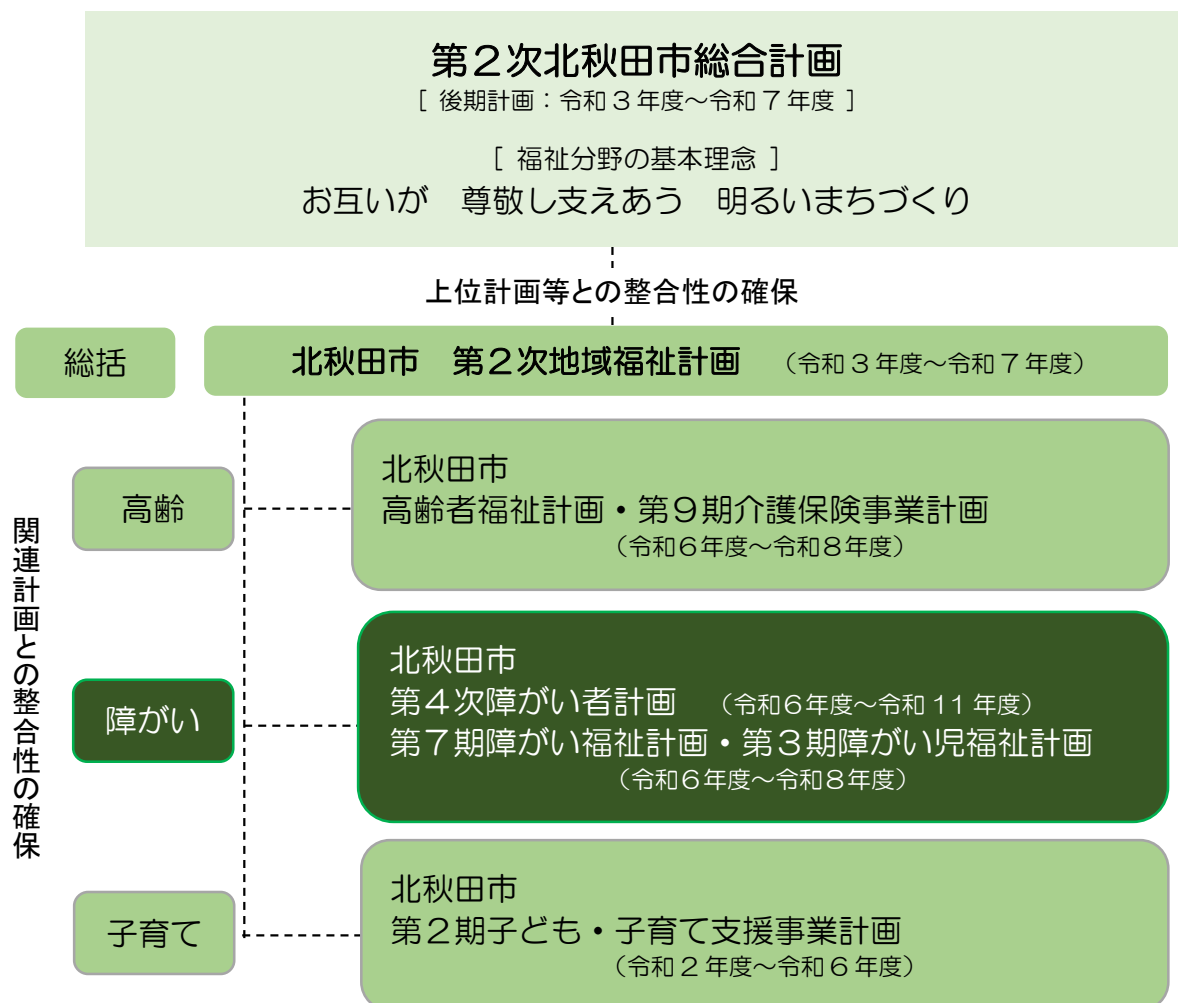
(1) 計画の位置づけ

『北秋田市障がい者計画』は、障害者基本法第11条第3項に定める障害者計画と、障害者総合支援法第88条に定める障害福祉計画と、児童福祉法第33条に定める障害児福祉計画で構成される法定計画です。

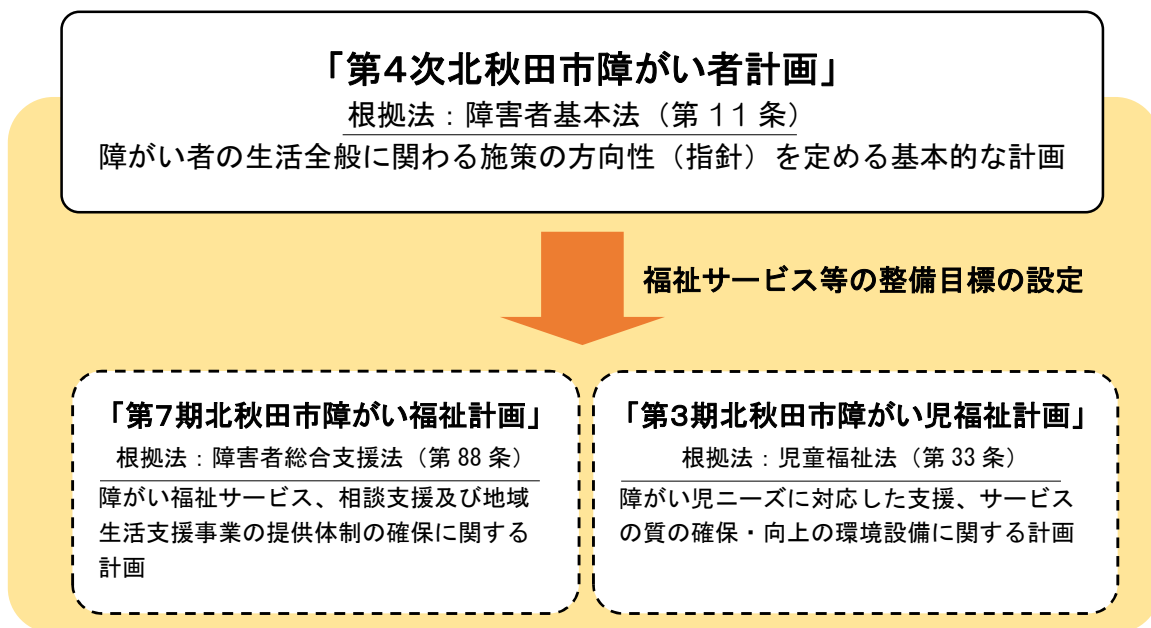
市のまちづくりの基本指針である「第2次北秋田市総合計画」や、保健福祉部門における連携計画となる「北秋田市地域福祉計画」において、「お互いが尊敬し支えあう明るいまちづくり」を基本理念に掲げており、本計画は、市計画の保健福祉部門における障がい者分野の個別計画に位置づけられます。

このため、「北秋田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」や「北秋田市子ども・子育て支援事業計画」等の関連計画との整合を図るとともに、国の障害者基本計画及び県計画等との整合性を保ちながら策定しました。

上位・関連計画との関係



【「障がい者計画」と「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」の関係】



(2) 計画の期間

障がい者計画は、令和6年度から令和11年度までの6か年を第4次計画期間とし、制度改正等に併せて必要な見直しを行います。

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、令和6年度から令和8年度を第7期及び第3期の計画期間とします。

(年度)

令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	
			第4次障がい者計画									
第3次障がい者計画									第5次障がい者計画			
			第7期障がい福祉計画			第8期障がい福祉計画		第9期障がい福祉計画				
第6期障がい福祉計画												
			第3期障がい児福祉計画			第4期障がい児福祉計画		第5期障がい児福祉計画				
第2期障がい児福祉計画												

3. 計画の策定体制

計画策定にあたっては、障がいのある人の状況を把握するためアンケート調査を行い、北秋田市障がい者（児）計画策定委員会で協議を行いました。また、意見公募手続き（パブリックコメント）を行い、広く市民の意見を募集し、市民協働による計画の策定に努めました。

(1) 北秋田市障がい者（児）計画策定委員会

本計画の策定にあたり、幅広い分野からの意見を反映させるために、障がい者団体の代表者や学識関係者、福祉関係者で構成する策定委員会において率直な意見交換を行いながら委員の意見を聴取し、計画に反映しました。

(2) 障がい福祉に関するアンケート調査の実施

① 調査の目的

「第4次障がい者計画」、「第7期障がい福祉計画」及び「第3期障がい児福祉計画」を策定するにあたり、市内の障がいのある人の生活の様子や障がい福祉サービス利用の実態、将来の希望等を把握するとともに、本市の現状や課題等を抽出・分析して計画策定の基礎資料とするために調査を実施しました。

② 調査期間

障がい者：令和5年9月29日～10月20日

障がい児：令和5年9月29日～10月20日

③ 調査対象者

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を交付されている方、障がい福祉サービス・障がい児福祉サービスを利用されている方とそのご家族等

④ 調査方法

郵送による配布・回収

⑤ 回収状況

	配布数	回収数	回収率
障がいのある人 (18歳以上)	300件	162件	54.0%
障がいのある人 (18歳未満)	83件	37件	44.6%

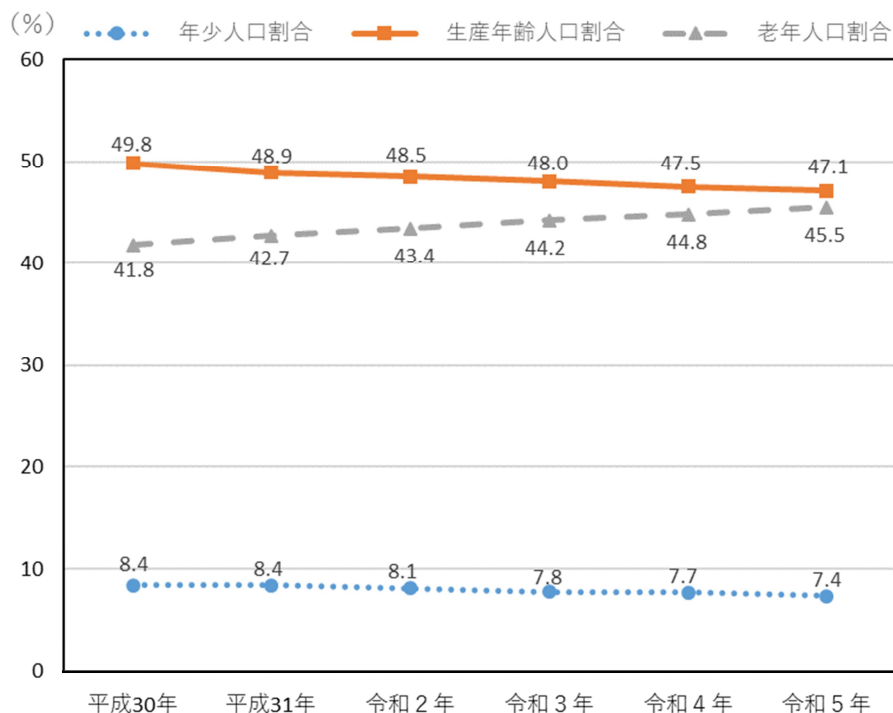
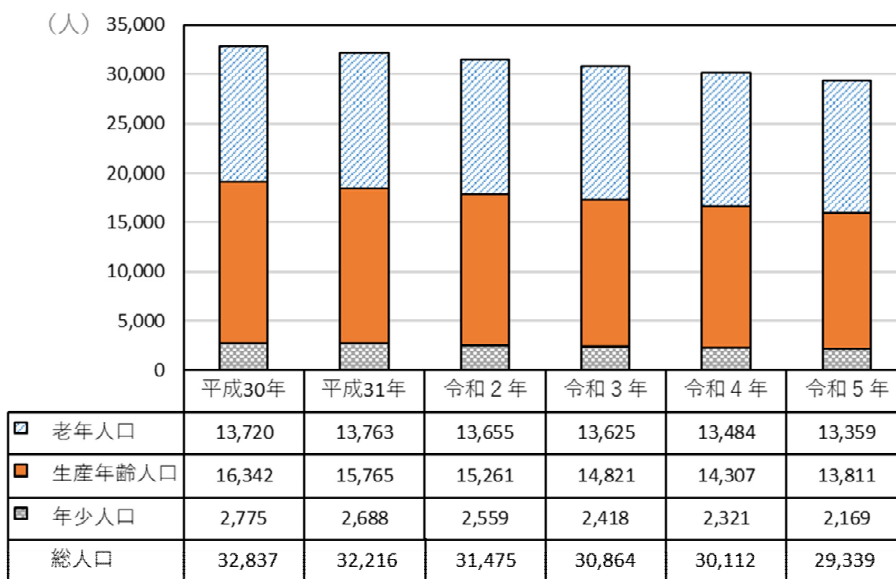
第2章 障がいのある人を取り巻く現状

1. 障がいのある人の状況

(1) 人口の推移

本市の人口は、平成30年の32,837人から令和5年は29,339人と減少しており、年齢区分別では、15～64歳の生産年齢人口の比率がもっとも減少しており、平成30年に49.8%だった構成比は令和5年では47.1%となっています。65歳以上の老年人口の構成比は年々増加しており、令和5年には13,359人に、構成比は45.5%になっています。

【人口・人口構成の推移(各年1月1日現在・住民基本台帳)】

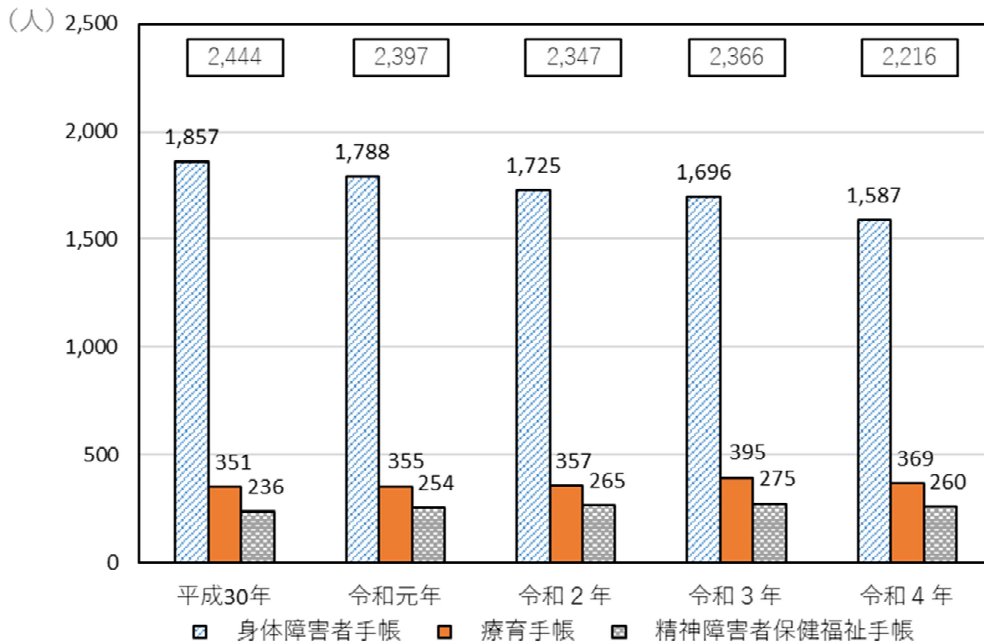


(2) 障害者手帳交付状況

① 障害者手帳の交付数の推移

障害者手帳の交付数は、平成30年度は2,444人でしたが、令和4年度は2,216人と減少しています。種類別では、身体障害者手帳の割合が最も多く、各年で全体の約7割以上を占めています。また、療育手帳の交付数は、各年度350人を超えて推移しており、精神障害者保健福祉手帳の交付数は、平成30年度の236人から年々増加し、令和3年度は275人となっています。

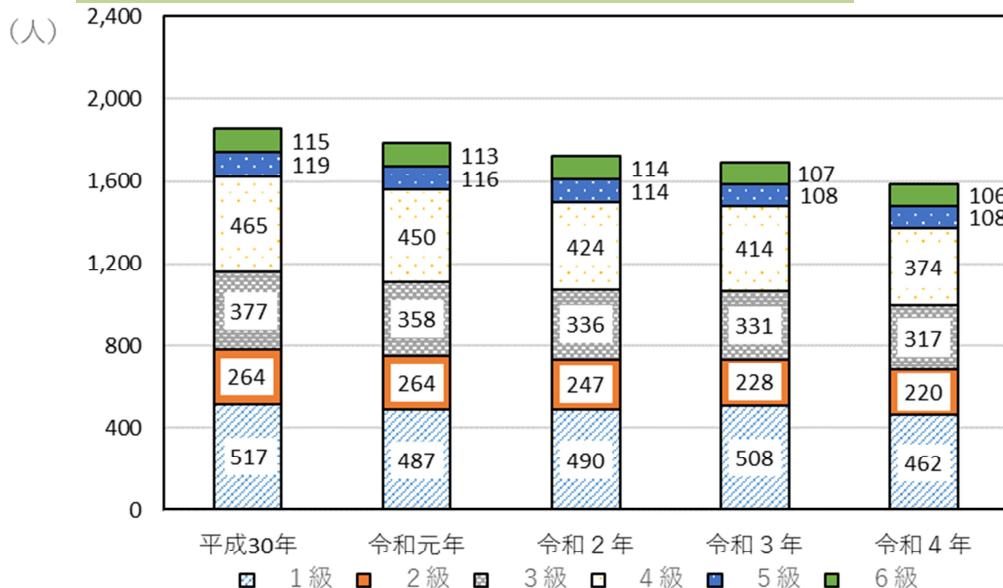
【障害者手帳交付数の推移(各年度末現在・福祉課)】



② 身体障がい者数(身体障害者手帳交付数)の推移(程度別)

身体障害者手帳交付状況は、等級別では1級、3級、4級が多く、それぞれ28%前後、20%前後、24%前後となっています。

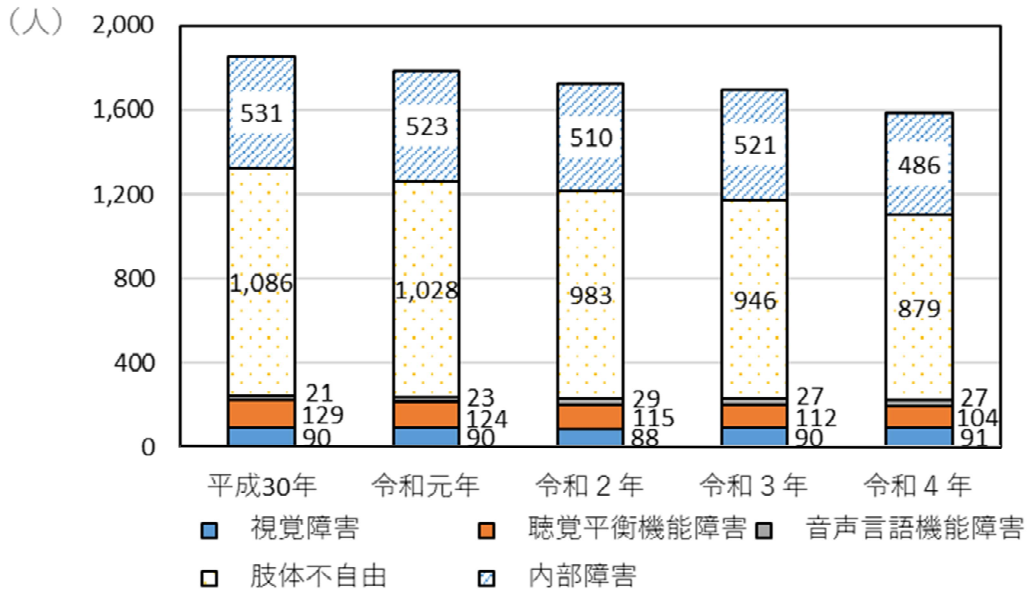
【身体障害者手帳の等級別交付状況(各年度末現在・福祉課)】



③ 身体障がい者数（身体障害者手帳交付数）の推移（種別）

障がい種別では、肢体不自由が全体の57%前後と多く、続いて内部障害が29%前後となっています。

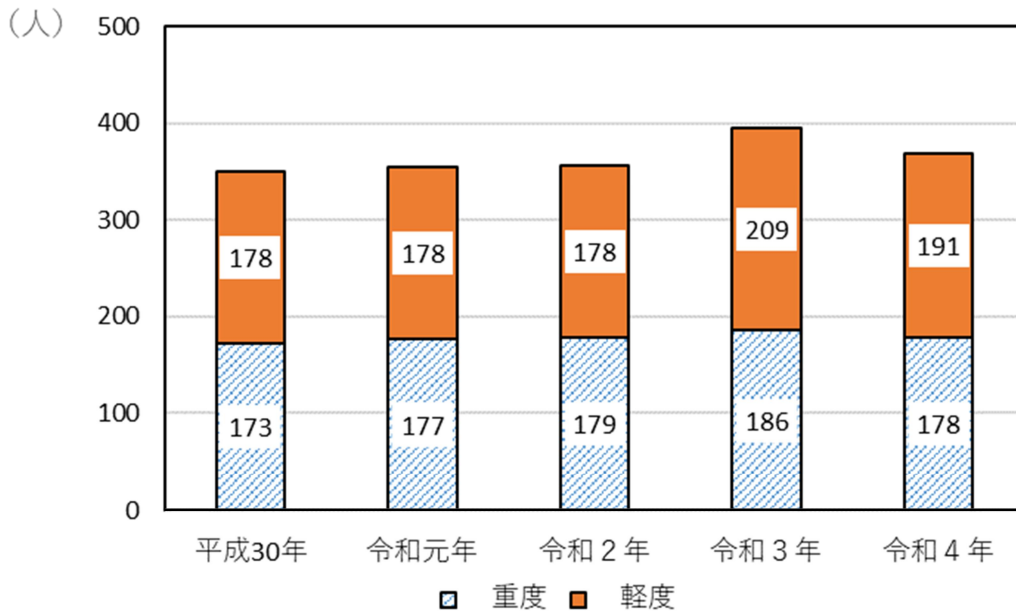
【身体障害者手帳の区別交付状況(各年度末現在・福祉課)】



④ 知的障がい者数（療育手帳交付数）の推移

療育手帳交付状況は、軽度の方は令和3年度に増加し209人、令和4年度は191人となっています。また、重度の方は各年度180人前後で推移しています。

【療育手帳の交付状況(各年度末現在・福祉課)】

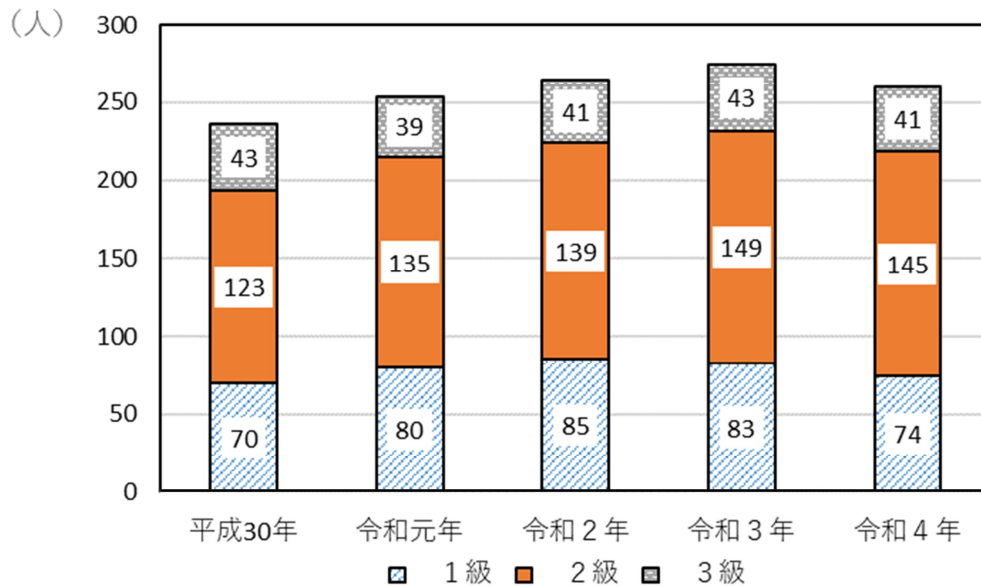


⑤ 精神障がい者数（精神障害者保健福祉手帳交付数）の推移

精神障害者保健福祉手帳交付数は、増加傾向で推移し、令和3年度は275人、令和4年度は260人となっています。

等級別では、2級が最も多く、全体の半数以上を占めています。

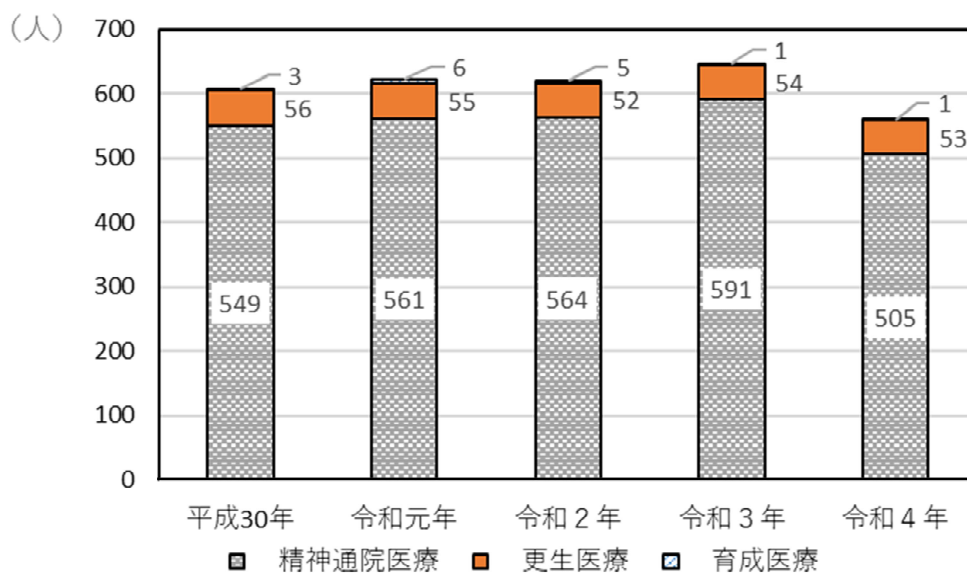
【精神障害者保健福祉手帳の交付状況(各年度末現在・福祉課)】



⑥ 自立支援医療費受給者数

自立支援医療費受給者では、精神通院医療が90%以上と最も多く、令和3年度は591人となっています。

【自立支援医療費受給者数(各年度末現在・福祉課)】



2. 障がい福祉サービス等の状況

(1)障がい福祉サービスの利用状況

障がい福祉サービスの利用者は、令和3年度から令和5年度にかけて若干の減少傾向にあります。

サービス別にみると、在宅生活を支援するサービス利用者は横ばいとなっていますが、これは、障がいのある人が高齢化により介護保険サービスの利用に移行していることや、サービスに結び付いていないことが考えられます。また、計画相談支援、訓練、就労に関する支援の利用者はほぼ横ばいとなっていますが、これは、施設から就労等への地域移行が落ち着いたことが考えられます。

【障がい福祉サービスの利用状況】

	令和3年度 実績値	令和4年度 実績値	令和5年度 見込値
在宅生活を支援するサービス			
居宅介護	26人/314時間	27人/295時間	26人/296時間
重度訪問介護	1人/2時間	1人/2時間	1人/2時間
重度障がい者等包括支援	0人/0時間	0人/0時間	0人/0時間
同行援護	3人/22時間	4人/29時間	4人/30時間
行動援護	10人/45時間	9人/45時間	10人/26時間
短期入所（医療型）	0人/0人日	0人/0人日	0人/0人日
短期入所（福祉型）	18人/89人日	18人/66人日	17人/36人日
日中の生活を支援するサービス			
療養介護	6人/180人日	6人/183人日	6人/166人日
生活介護	174人/3,329人日	171人/3,312人日	169人/2,949人日
住まいの場としてのサービス			
共同生活援助	50人	53人	48人
施設入所支援	130人	131人	128人
訓練のためのサービス			
自立訓練（機能訓練）	0人/0人日	0人/0人日	0人/0人日
自立訓練（生活訓練）	37人/313人日	37人/368人日	41人/363人日
自立訓練（宿泊型）	26人/580人日	26人/589人日	28人/559人日
就労移行支援	0人/0人日	0人/0人日	0人/0人日
就労継続支援（A型）	5人/62人日	3人/53人日	3人/10人日
就労継続支援（B型）	101人/1,313人日	99人/1,243人日	96人/1,145人日
相談支援に関するサービス			
地域移行支援	0人	0人	0人
地域定着支援	67人	70人	65人
計画相談支援	274人	283人	264人
障がい児に関するサービス			
障がい児相談支援	50人/20人日	47人/14人日	41人/14人日
児童発達支援	27人/45人日	27人/43人日	27人/40人日
放課後等デイサービス	28人/164人日	29人/166人日	27人/138人日
保育所等訪問支援	26人/11人日	26人/9人日	24人/10人日

(2) 地域生活支援事業の利用状況

地域生活支援事業については、日常生活用具給付等事業の在宅療養等支援用具と排泄管理支援用具の給付が減少しております。移動支援事業については、利用回数に多少の減少がみられますが、通院等、利用者の状況によっては利用回数の増加が予想されます。地域活動支援センター事業については、増減はありますが100人を超える利用が継続されています。

【地域生活支援事業の利用状況】

	令和3年度 実績値	令和4年度 実績値	令和5年度 見込値
地域生活に関するサービス			
相談支援事業	1箇所	1箇所	1箇所
総合支援協議会	1箇所	1箇所	1箇所
基幹相談支援センター等機能強化事業	1箇所	1箇所	1箇所
住宅入居等支援事業	0件	0件	0件
成年後見制度利用支援事業	0件	1件	0件
意思疎通支援事業			
手話通訳者等派遣	2人	3人	1人
要約筆記者等派遣	0人	0人	0人
日常生活用具給付等事業			
介護訓練支援用具	0件	2件	0件
自立生活支援用具	1件	4件	2件
在宅療養等支援用具	8件	0件	2件
情報・意思疎通支援用具	1件	0件	2件
排泄管理支援用具	1,113件	1,037件	979件
住宅改修費	0件	0件	0件
移動支援事業			
個別支援型	8人/519回	11人/484回	10人/456回
車両移送型	35人/1,872回	37人/1,836回	34人/1,845回
地域活動支援センター事業			
利用者数	163人	110人	160人
理解促進研修・啓発事業			
実施の有無	有	有	有
自発的活動支援事業			
実施の有無	有	有	有
成年後見制度法人後見支援事業			
実施の有無	有	有	有
手話奉仕員養成研修事業			
講習会終了者数	7人	6人	6人
その他の日常生活支援事業			
福祉ホーム事業	1箇所	0箇所	0箇所
訪問入浴サービス事業	2人	4人	4人
日中一時支援事業	26人	26人	27人
生活サポート事業	4人	6人	5人

(3) 福祉手当等

各種福祉手当の支給については、継続的に必要な方への支給を行っています。

【福祉手当等の支給状況】

	令和3年度 実績値	令和4年度 実績値	令和5年度 見込値
各種手当			
特別障害者手当	11人	12人	15人
障害児福祉手当	16人	12人	10人
特別児童扶養手当	63人	62人	65人
心身障害者扶養共済制度	3人	3人	3人

(4) 医療費の助成

各医療費の助成については、更生医療、精神通院医療において件数が増加し、福祉医療費においては件数が減少しています。

【自立支援医療等医療費の助成状況】

	令和3年度 実績値	令和4年度 実績値	令和5年度 見込値
各種医療費助成			
育成医療	1人	1人	1人
更生医療	54人	53人	60人
精神通院医療	591人	505人	611人
福祉医療費	1,839人	1,729人	1,656人

(5) その他のサービス

その他の福祉サービスについては、移動支援の福祉タクシーの利用回数が年々増加しており、利用者のニーズの高さが伺えます。

【その他の福祉サービスの実施状況】

	令和3年度 実績値	令和4年度 実績値	令和5年度 見込値
移動支援			
福祉タクシー	2,072回	2,332回	2,400回
生活支援			
在宅酸素療法者電気料助成事業	23人	19人	23人

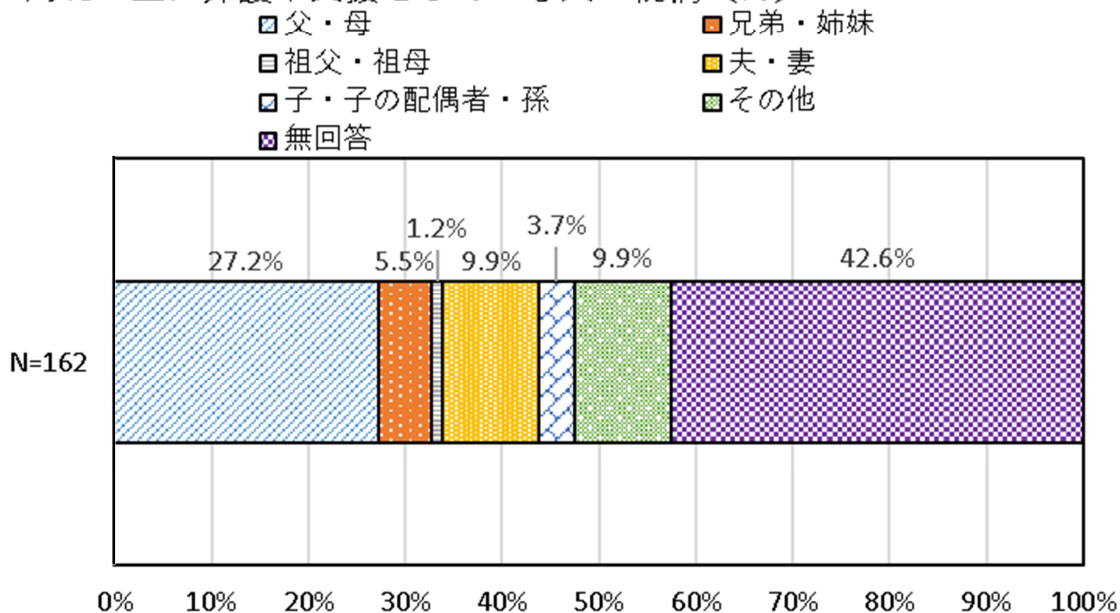
3. アンケートから見られる現状

(1) 主な介助者と利用したいサービスや支援策

主な介助者は、「父・母」が27.2%と最も多く、「夫・妻」と「その他」が9.9%、「兄弟・姉妹」が5.5%、「子・子の配偶者・孫」が3.7%と続いています。また、「無回答」が42.6%となっています。

【主に援助・介助・介護をしている人（障がい者）】

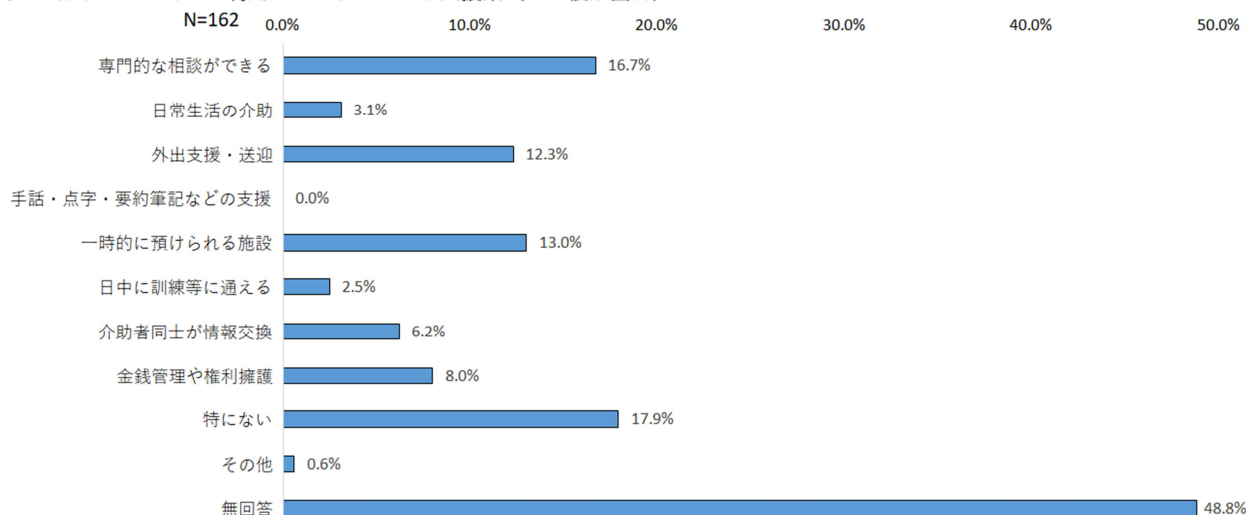
問48 主に介護や支援をしている人の続柄〔%〕



介助に利用したいサービスや支援策は、「専門的な相談ができる」が16.7%と最も多く、「一時的に預けられる施設」が13.0%、「外出支援・送迎」が12.3%、「金銭管理や権利擁護」が8.0%、「介助者同士が情報交換」が6.2%と続いています。また、「特にない」17.9%、「無回答」が48.8%となっています。

【介助に利用したいサービスや支援策（障がい者）】

問54 介助していく上で利用したいサービスや支援策〔%・複数回答〕



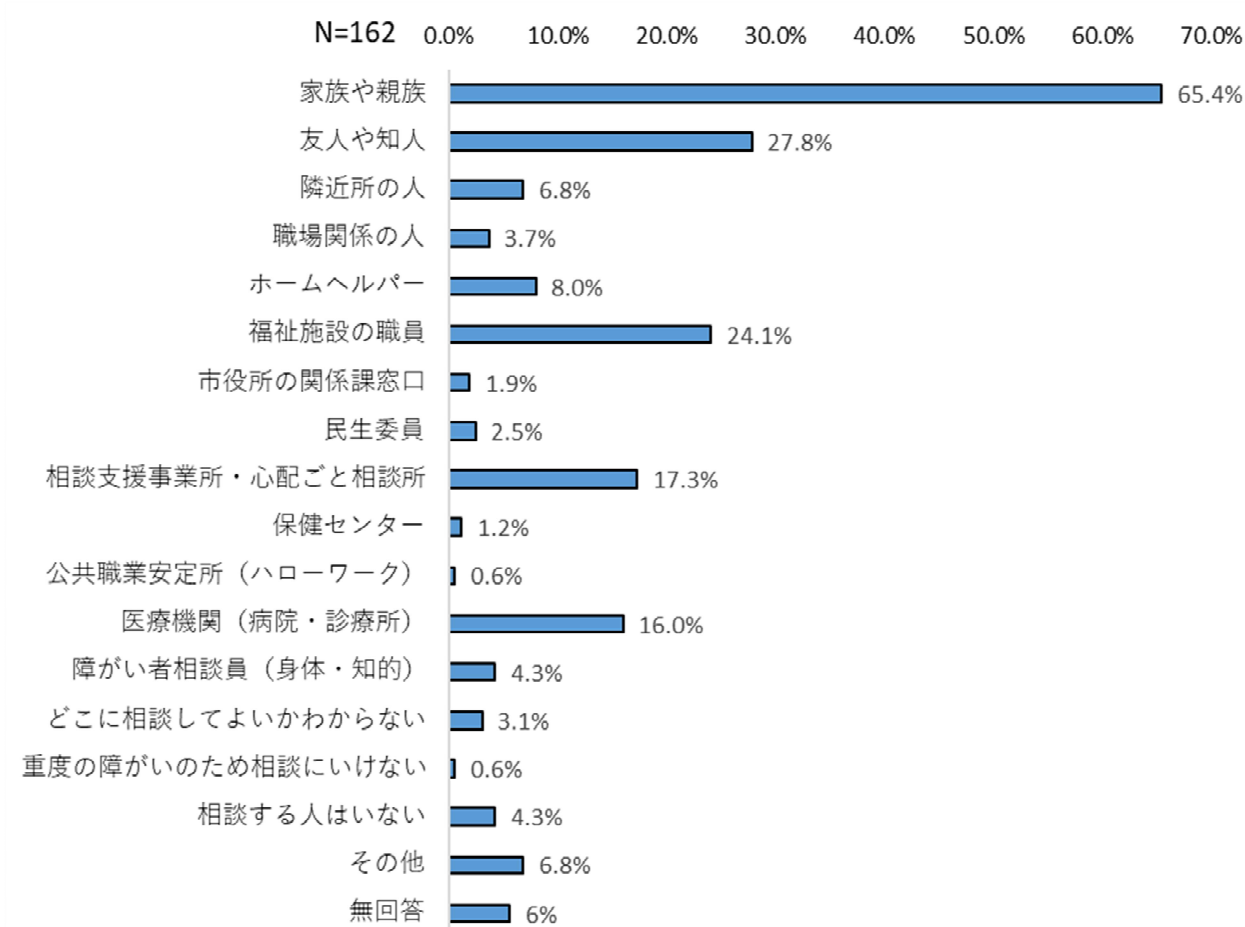
(2) 主な相談相手

普段の生活での悩みごとなどの相談相手として、「家族や親族」が65.4%と最も多く、「友人や知人」が27.8%、「福祉施設の職員」が24.1%、「相談支援事業所・心配ごと相談所」が17.3%、「医療機関（病院や診療所）」が16.0%と続いています。

また、「相談する人はいない」が4.3%、「どこに相談してよいかわからない」が3.1%、「重度の障がいのため相談にいけない」が0.6%となっています。

【悩みごとや心配ごとの相談相手（障がい者）】

問38 相談相手〔%・複数回答〕

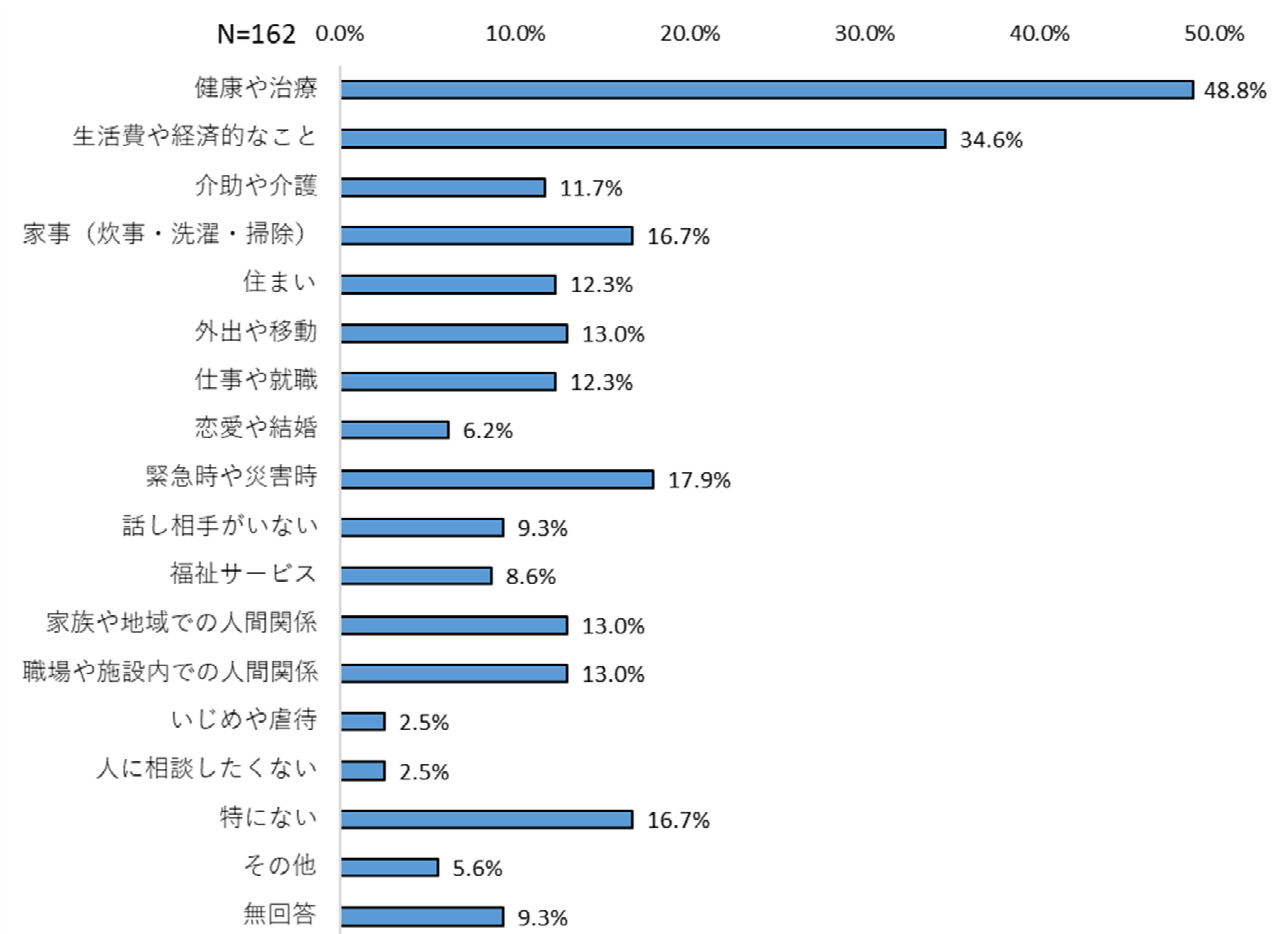


(3) 悩みに関すること

相談したいことについて、「健康や治療」が48.8%と最も多く、「生活費や経済的なこと」が34.6%、「緊急時や災害時」が17.9%、「家事（炊事・洗濯・掃除）」と「特にない」が16.7%、「外出や移動」と「家族や地域での人間関係」「職場や施設内での人間関係」が13.0%、「住まい」と「仕事や就職」が12.3%、「介助や介護」が11.7%と続いています。

【相談したいこと（障がい者）】

問15 相談したいこと〔%・複数回答〕

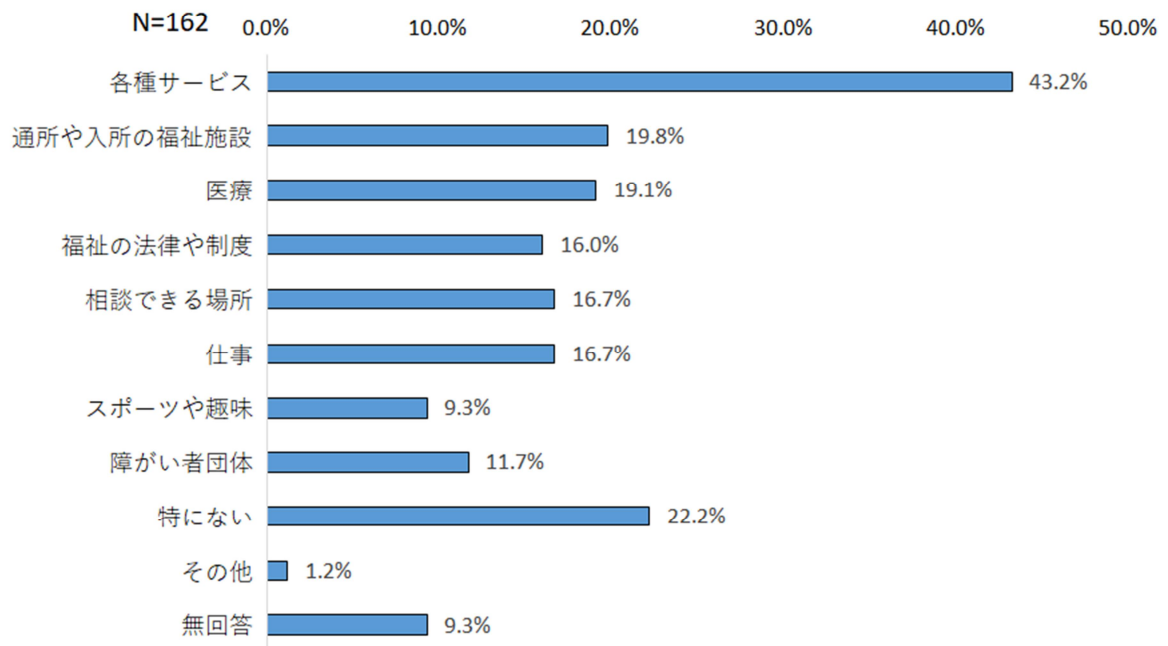


(4) 必要な情報

必要な情報としては、「各種サービス」が43.2%と最も多く、「特にない」が22.2%、「通所や入所の福祉施設」が19.8%、「医療」が19.1%、「相談できる場所」と「仕事」がともに16.7%、「福祉の法律や制度」が16.0%、「障がい者団体」が11.7%と続いています。

【必要な情報（障がい者）】

問20 必要な情報〔%・複数回答〕

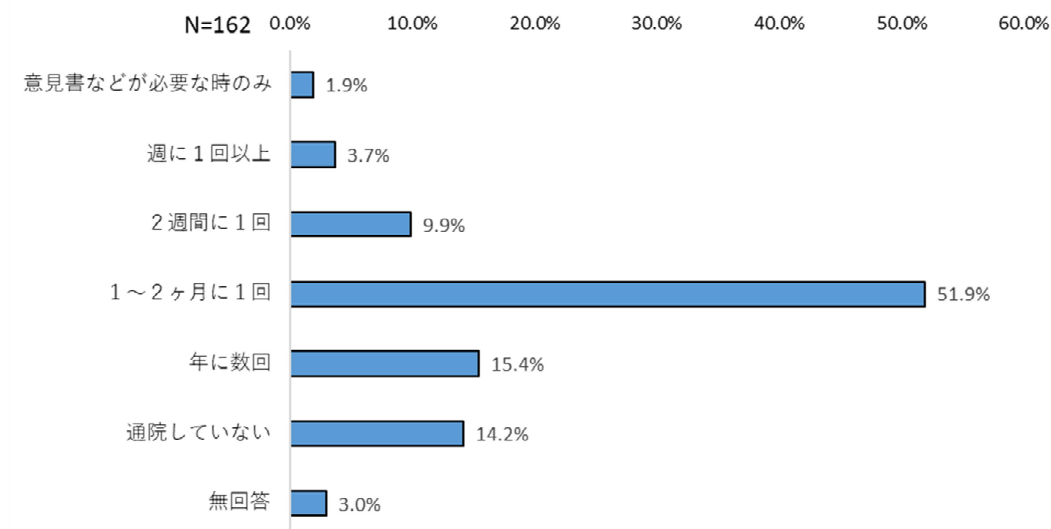


(5) 通院状況に関すること

全体では、「1～2ヶ月に1回」が51.9%と最も多く、「年に数回」が15.4%、「通院していない」が14.2%、「2週間に1回」が9.9%と続いています。

【通院状況（障がい者）】

問22 主な障がいの主治医への通院状況〔%〕

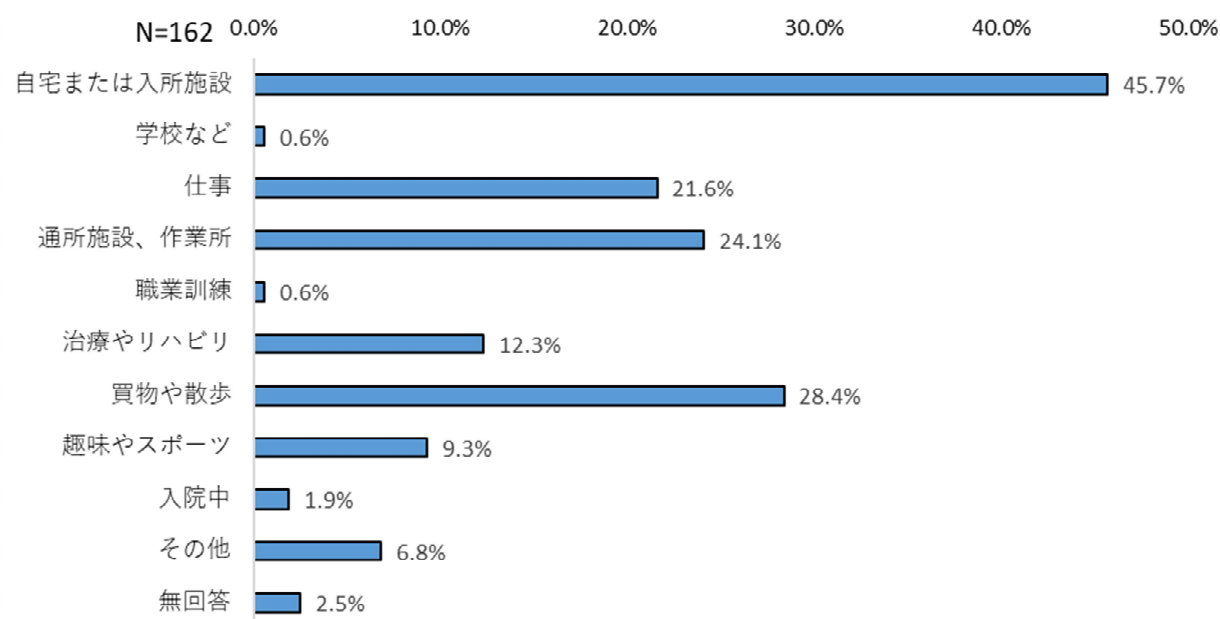


(6) 障がい者の日中活動の現状

障がい者の日中の過ごし方としては、「自宅または入所施設」が45.7%と最も多く、「買物や散歩」が28.4%、「通所施設、作業所」が24.1%、「仕事」が21.6%、「治療やリハビリ」が12.3%、「趣味やスポーツ」が9.3%と続いています。

【平日の日中の過ごし方（障がい者）】

問12 昼間の過ごし方〔%・複数回答〕

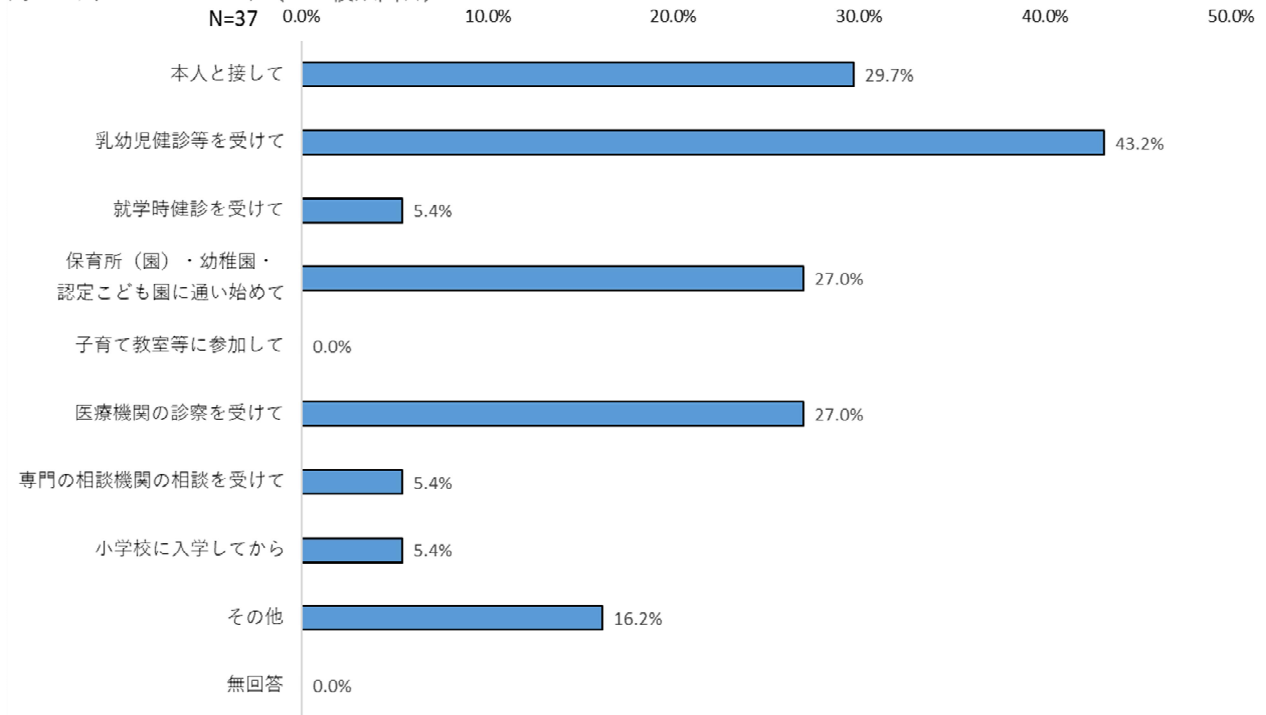


(7) 発達の遅れに気づいたきっかけ

障がい児の症状の発見のきっかけとしては、「乳幼児健診等を受けて」が43.2%と最も多く、「本人と接して」が29.7%、「保育所（園）・幼稚園・認定こども園に通い始めて」と「医療機関の診察を受けて」がともに27.0%と続いています。

【発達の遅れに気づいたきっかけ（障がい児）】

問14 気づいたきっかけ〔%・複数回答〕

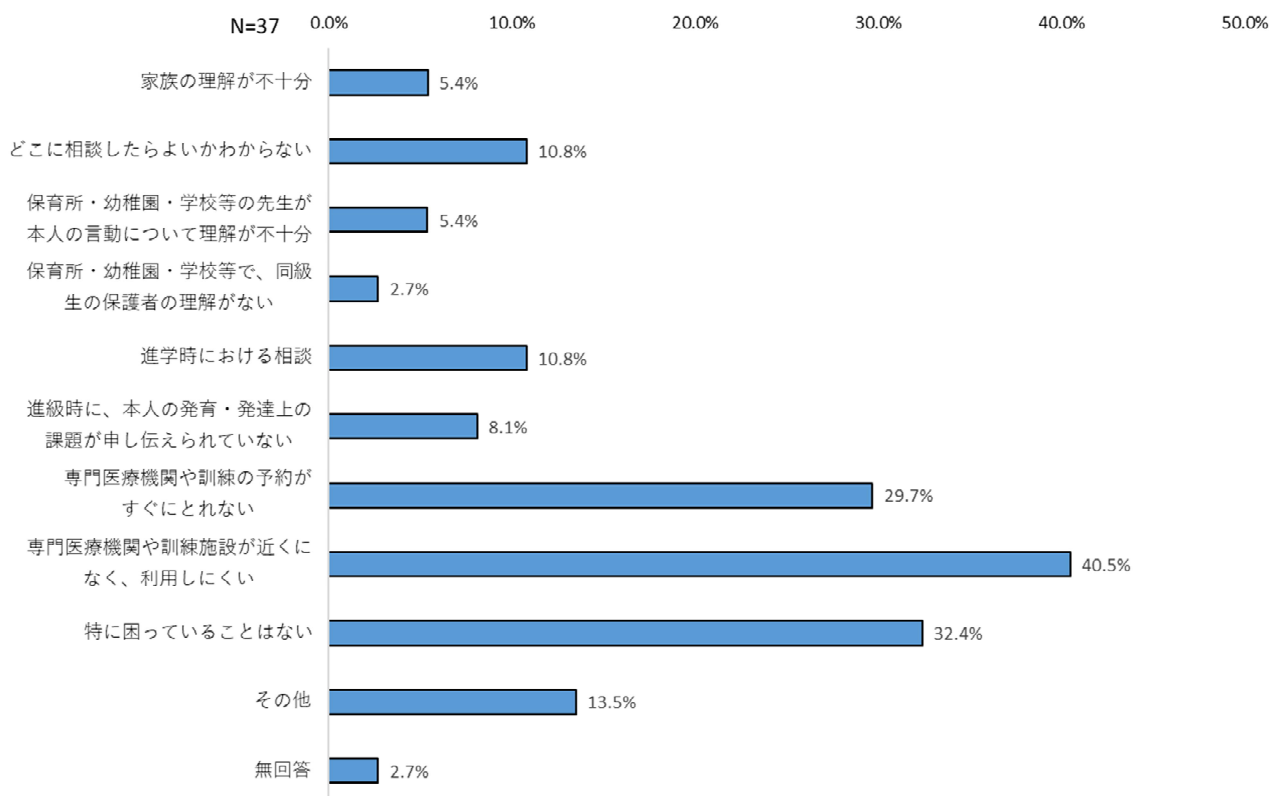


(8) 発育・発達相談、学校等での困りごと

障がい児の発育・発達相談、学校等で困っていることとしては、「専門医療機関や訓練施設が近くになく、利用しにくい」が40.5%と最も多く、「特に困っていることはない」が32.4%、「専門医療機関や訓練の予約がすぐにとれない」が29.7%、「その他」が13.5%、「どこに相談してよいかわからない」と「進学時における相談」がともに10.8%と続いています。

【発育・発達相談、学校等で困っていること（障がい児）】

問15 困っていること〔%・複数回答〕

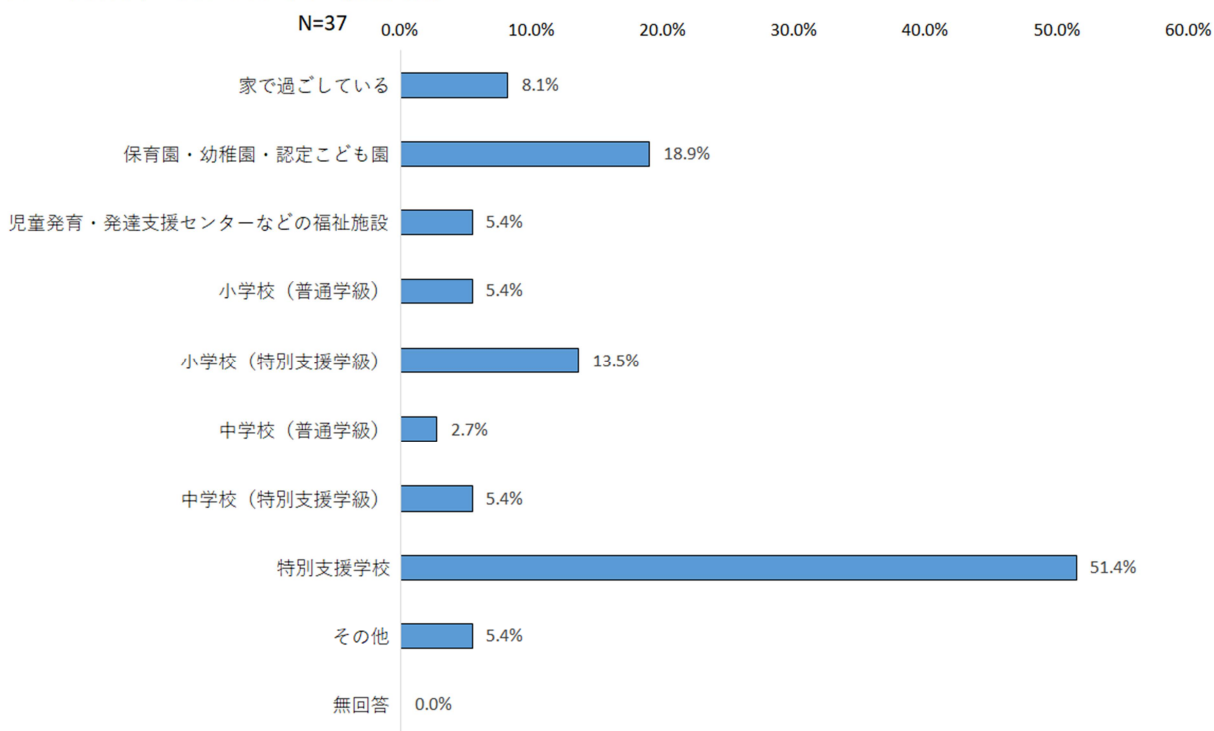


(9)障がい児の平日日中の過ごし方と進路についての希望

全体では、「特別支援学校」が51.4%と最も多く、「保育園・幼稚園・認定こども園」が18.9%、「小学校（特別支援学級）」が13.5%、「家で過ごしている」が8.1%、「児童発育・発達支援センターなどの福祉施設」と「小学校（普通学級）」「中学校（特別支援学級）」「その他」がいずれも5.4%と続いています。

【将来の進路（障がい児）】

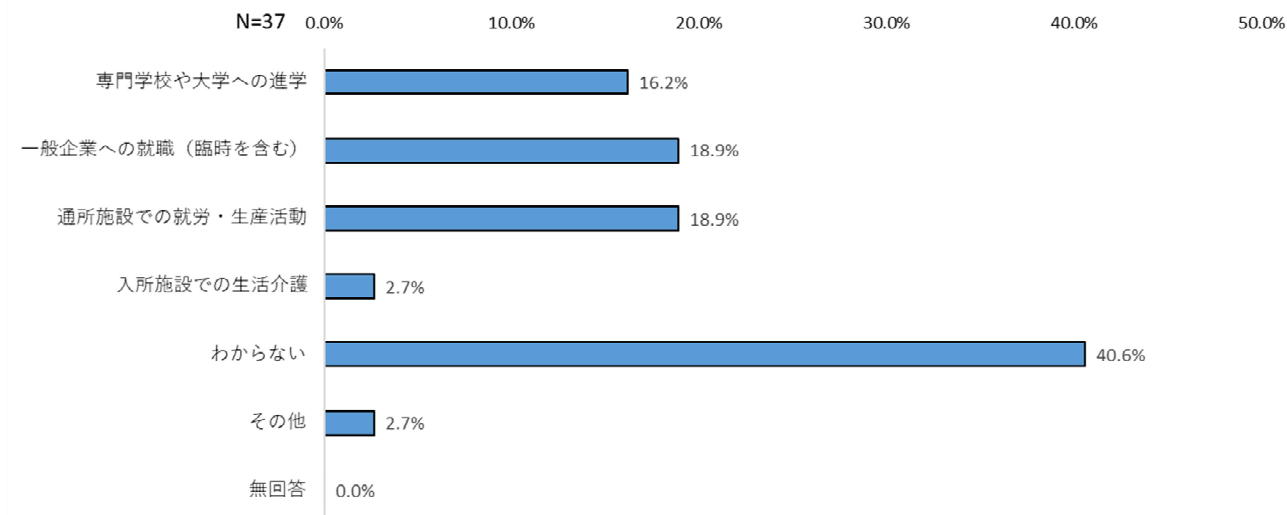
問9 平日日中の過ごし方〔%・複数回答〕



お子さんの進路について、「わからない」が40.6%と最も多く、「一般企業への就職（臨時を含む）」と「通所施設での就労・生産活動」がともに18.9%、「専門学校や大学への進学」が16.2%と続いています。

【将来の進路（障がい児）】

問36 お子さんの進路についての希望〔%〕

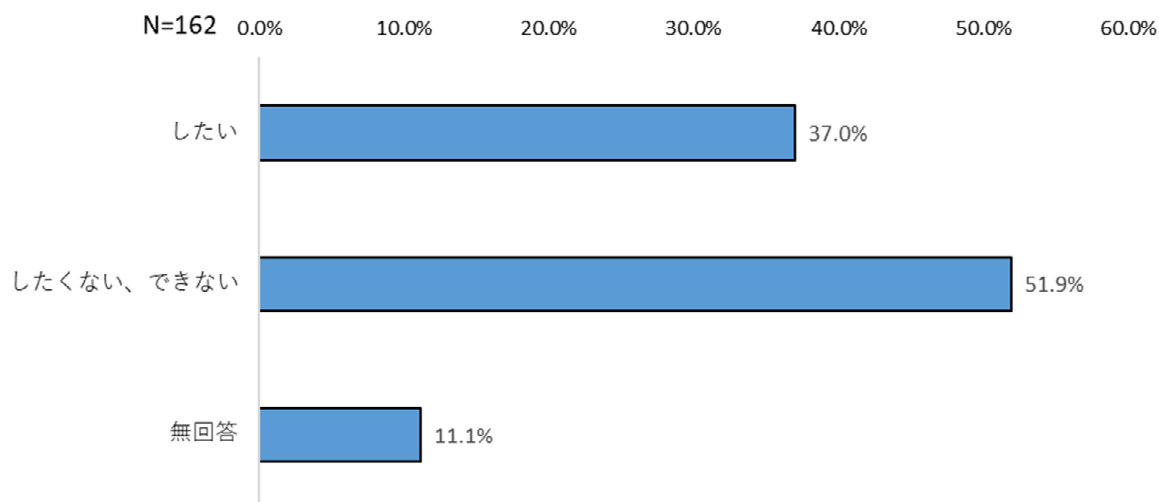


(10) 今後の就労意向と課題について

障がい者の今後の就労意向として、仕事は「したくない、できない」が51.9%と最も多く、仕事を「したい」が37.0%となっています。

【就労（継続）希望（障がい者）】

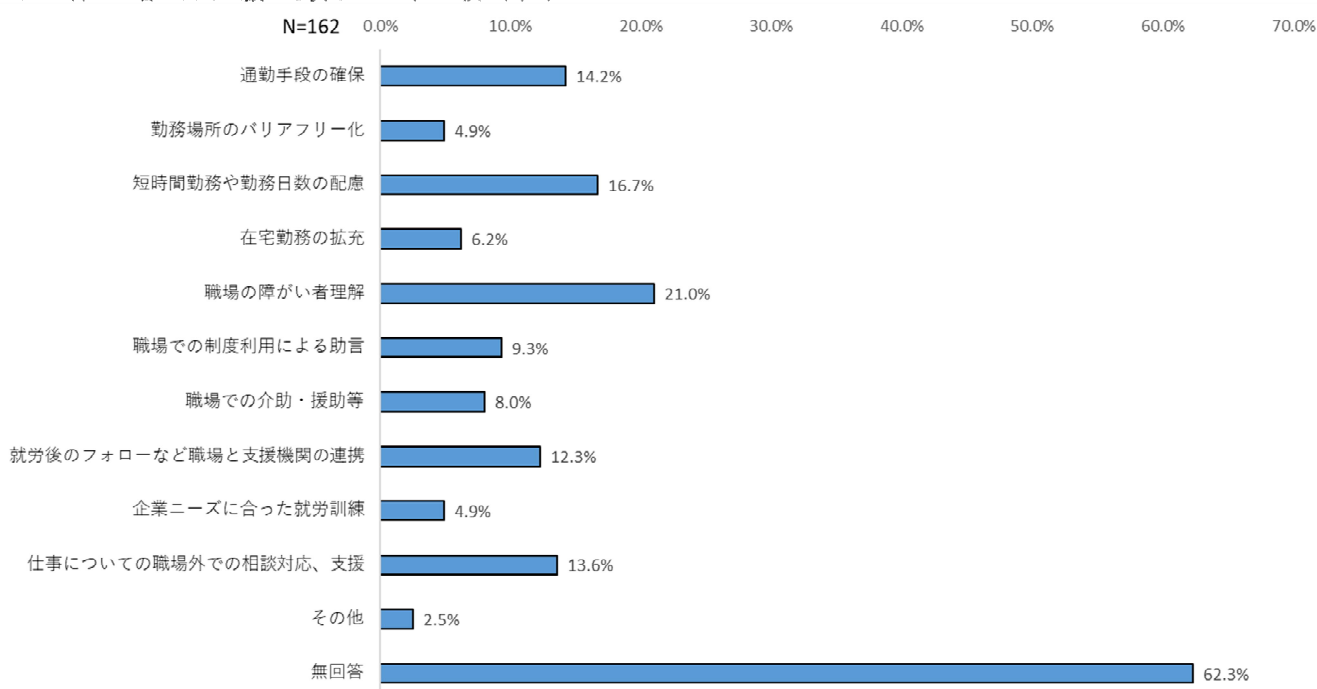
問33 収入を得る就労について〔%〕



障がいのある人が働くための支援としては、「職場の障がい者理解」が21.0%と最も多く、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」が16.7%、「通勤手段の確保」が14.2%、「仕事についての職場外での相談対応、支援」が13.6%、「就労後のフォローなど職場と支援機関の連携」が12.3%と続いています。

【就労のために必要なこと（障がい者）】

問35 障がい者の就労支援に必要なこと〔%・複数回答〕

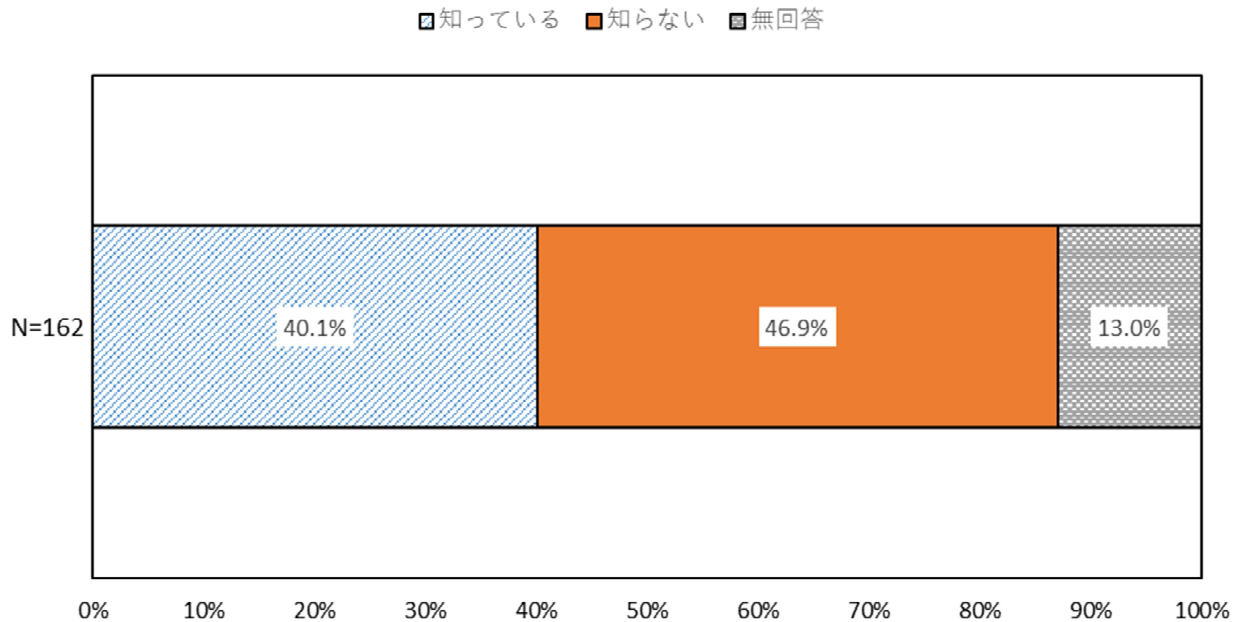


(11) 権利擁護に関すること

成年後見制度の認知度は、「知らない」が46.9%、「知っている」は40.1%となっています。

【成年後見制度の認知度（障がい者）】

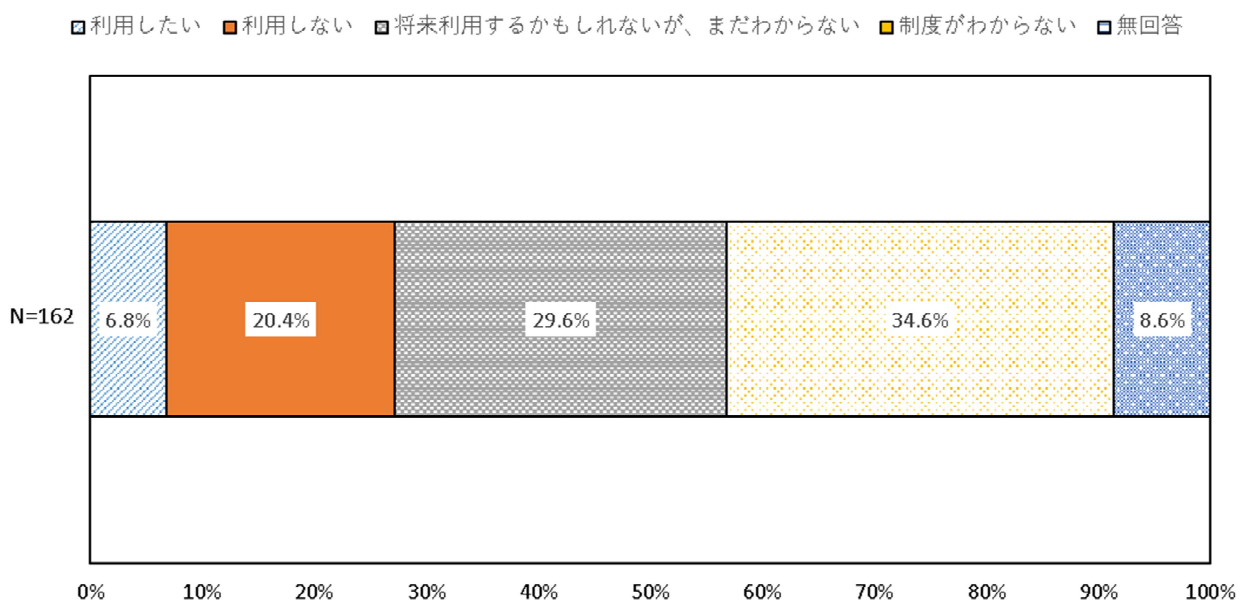
問39 成年後見制度の認知（％）



成年後見制度の利用意向については、「制度がわからない」が34.6%と最も多く、「将来利用するかもしれないが、まだわからない」が29.6%、「利用しない」が20.4%となっています。

【成年後見制度の認知度（障がい者）】

問40 成年後見制度の利用意向（％）

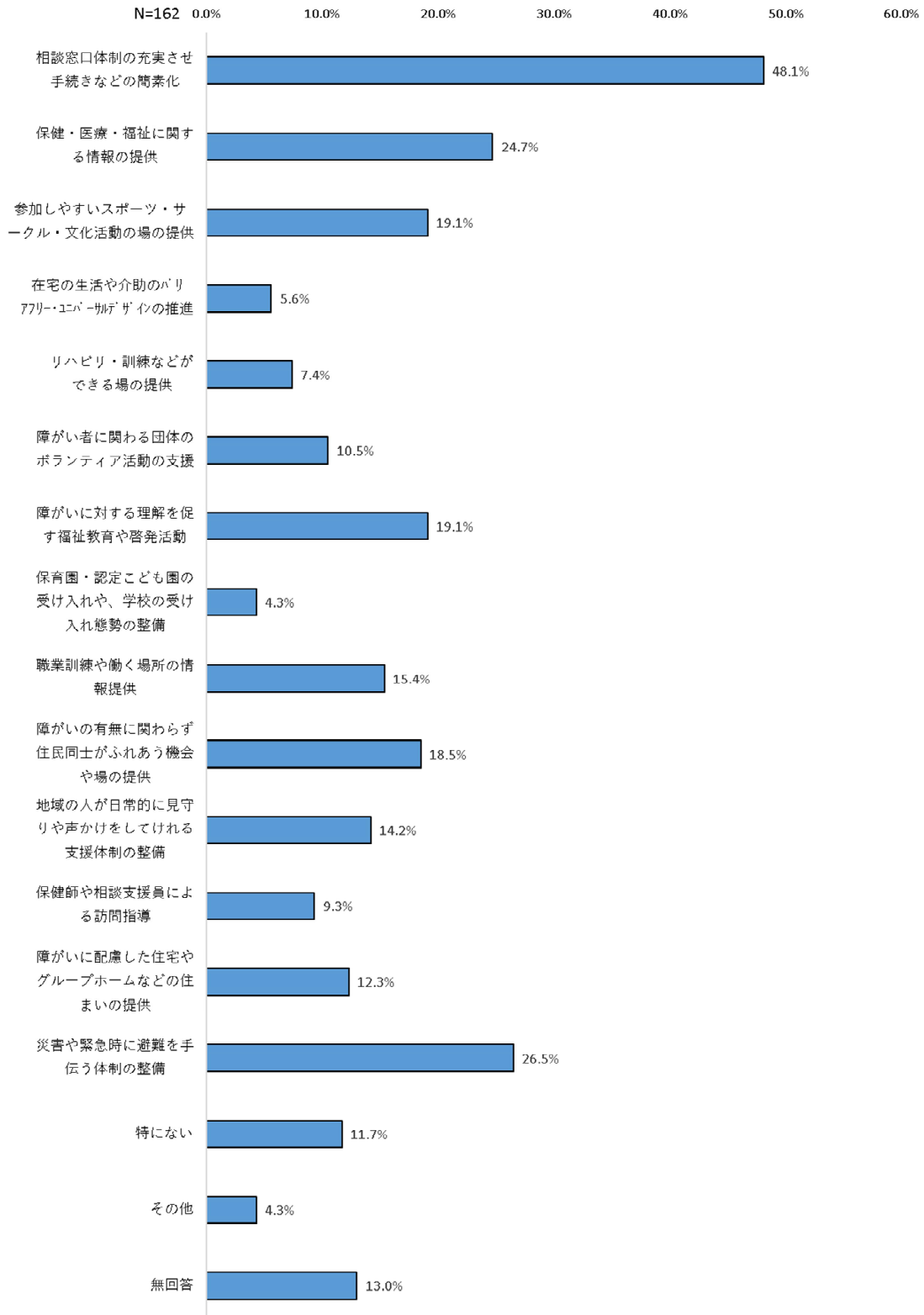


(12)障がいのある人にとっても暮らしやすいまちづくりに必要なこと

「相談窓口体制を充実させ手続きなどの簡素化」が48.1%と最も多く、「災害や緊急時に避難を手伝う体制の整備」が26.5%、「保健・医療・福祉に関する情報の提供」が24.7%と続いています。

【障がいのある人にとっても暮らしやすいまちづくりに必要なこと（障がい者）】

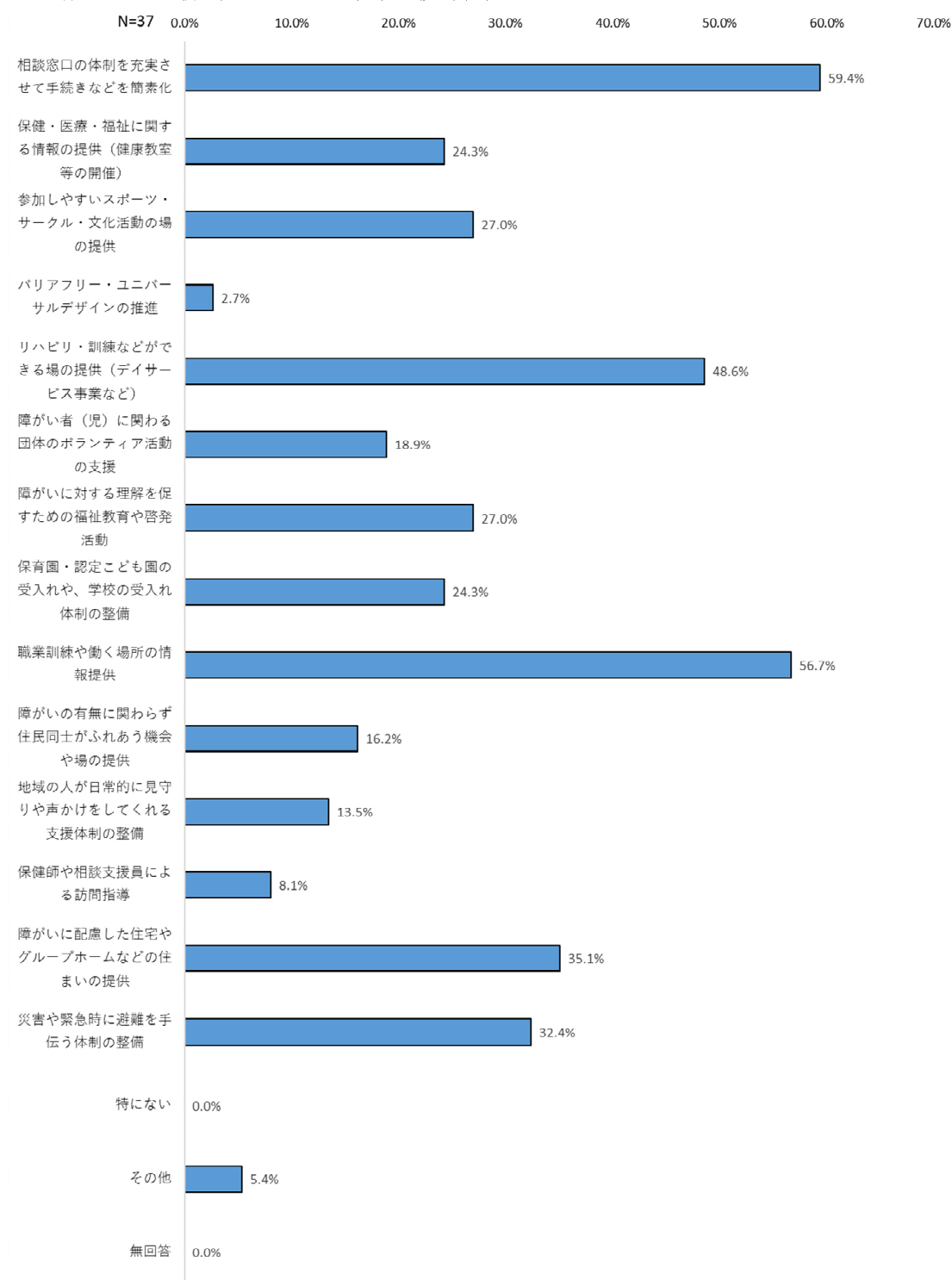
問38 暮らしやすい北秋田市となるための施策〔%・複数回答〕



障がい児においては、「相談窓口の体制を充実させて手続きなどを簡素化」が59.4%と最も多く、続いて「職業訓練や働く場所の情報提供」が56.7%と多く、「リハビリ・訓練などができる場の提供（デイサービス事業など）」が48.6%、「障がいに配慮した住宅やグループホームなどの住まいの提供」が35.1%、「災害や緊急時に避難を手伝う体制の整備」が32.4%、「参加しやすいスポーツ・サークル・文化活動の場の提供」と「障がいに対する理解を促すための福祉教育や啓発活動」がともに27.0%と続いています。

【障がいのある人にとっても暮らしやすいまちづくりに必要なこと（障がい児）】

問27 暮らしやすい北秋田市となるための施策（%・複数回答）



第2部 第4次障がい者計画

第1章 計画の基本方針

1. 計画の基本理念

本計画の理念は、共生社会の実現に向け取り組んでいくために、計画の基本理念を『お互いが 尊敬し支えあう 明るいまち 北秋田市』とします。

障がいのある人もない人も共に住み慣れた地域で安心して暮らしていただけるように、引き続き障がいのある人を支えあう施策・事業を総合的に推進します。

基本理念

お互いが 尊敬し支えあう 明るいまち 北秋田市

2. 基本的な視点

各分野にわたり障がい者施策を推進する上で、以下の視点に基づき推進します。

視点1 障がいのある人の地域での自立を支援する

障がいの有無に関わらず、あらゆる人が自身の希望や意思によって自らの生活を自立的に営むことを基本とし、そのための合理的配慮のある地域づくりと地域共生社会の実現のための支援を目指します。

視点2 障がいの特性や成長段階に配慮する

一人ひとりの症状や困難は様々で多様になっており、障がいが捉える範囲は自閉症やひきこもり等も含めると広範にわたります。あわせて、障がいのある人の成長過程によって必要な支援や取り組みは異なり、成長過程により変化します。障がいのある人の一人ひとりの個性や取り巻く環境に応じて柔軟に適應することを基本とし、一人ひとりにあった切れ目のない支援を目指します。

視点3 住み慣れた地域で安心して暮らす

障がいの有無に関わらず、市民一人ひとりが住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、障がいに対する正しい理解や知識の普及が求められており、地域社会での共生や社会的障壁（バリア）の除去、差別や偏見のない地域社会へ向けた施策を推進します。

3. 基本目標

本計画を推進するにあたり、基本理念の『お互いが 尊敬し支えあう 明るいまち 北秋田市』を実現するために、以下の4つの基本目標を引き続き継承します。

基本目標 1. 自立した暮らしのための支援

障がいのある人が地域で自立した生活を送れるように、相談支援体制の充実・強化を図り、必要なサービスを利用し、地域での自立した暮らしを支援します。

基本目標 2. 育ちと健康の支援

発育・成長で支援が必要なそれぞれの子どもにあった相談・指導の体制を確立し、健やかな成長を支援します。また、市民自らの健康管理や生活習慣の見直しにつながるように、市民の心身の健康づくり、障がいや疾病の予防に取り組みます。

基本目標 3. 社会的自立の支援

障がいの有無に関わらず、子どもが共に学び育ち、自立する力を高められるように、子どもの個性・可能性を伸ばす学びを推進します。また、働く場、各種社会活動の場と機会づくりを進め、障がいのある人とない人が共に暮らし、障がいのある人の社会参加が広がるように推進します。

基本目標 4. ぬくもりのある地域づくり

障がいのある人が地域で自立した生活を送れるように、人権が守られ、相談や支え合い活動等の支援体制の充実を図り、ぬくもりの感じられる、安心できる地域づくりを目指します。市全体が障がいについての理解を深め、物理的・意識的な障壁（バリア）を取り除くことに継続して取り組みます。

4. 施策の体系

基本理念

お互いが 尊敬し支えあう 明るいまち 北秋田市

基本視点

障がいのある人の地域
での自立を支援する

障がいの特性や
成長段階に配慮する

住み慣れた地域で
安心して暮らす

基本目標

基本目標 1
自立した暮らしのための支援

- ①障がい福祉サービス・障がい児福祉サービスの充実
- ②生活を支援するその他のサービスの充実
- ③相談支援体制の充実

基本目標 2
育ちと健康の支援

- ①育ちの支援
- ②障がいのある人の健康支援
- ③医療サービスの充実

基本目標 3
社会的自立の支援

- ①学びの支援
- ②社会参加活動の支援
- ③就業の場づくりと就労支援体制の充実

基本目標 4
ぬくもりのある地域づくり

- ①理解と協力の地域づくり
- ②権利擁護の推進
- ③支え合いのネットワーク強化
- ④安全・安心なまちづくりの推進

第2章 第4次障がい者計画の施策の展開

基本目標1. 自立した暮らしのための支援

■現状・課題■

- 少子高齢化や核家族化の進行により、地域におけるつながりが希薄になるなど、社会環境が変化してきたことで、障がいのある人とその家族を取り巻く環境が大きく変化しています。また、ひきこもりや重度の身体障害等による長期療養、その他様々な要因により地域や家族から孤立し、相談支援やサービスの利用につなげていない人に対する支援のあり方も課題のひとつです。
- 障がいのある人が必要な支援やサービスを利用して自立的な生活を営めるように、障がいのある人とその家族の抱える課題を把握し、必要なサービスや支援につなげる必要があります。
- 本市においては、市全体における高齢化率が45%を超えており、障がいのある人の高齢化も進んでいます。同様に、障がいのある人を支える家族等の介助者の高齢化も進んでおり、障がいのある人の日常生活を取り巻く課題が、多様化・複雑化していくことが見込まれます。障がいのある人や介助者が高齢化しているなかで、家族等以外からの支援やサポートがますます重要となっています。

■施策の方向・取り組み■

(1)障がい福祉サービス・障がい児福祉サービスの充実

障がいのある人の自立した生活を支えるために、障がいのある人の個々の心身の状況や生活環境に応じて、真に必要なサービスの提供に向けた取り組みと充実を図り、適切な利用を促進します。

① 地域生活への定着に向けた総合的な支援体制の推進

合理的配慮の提供とともに、障がいのある人の一人ひとりの人権や尊厳を意識し、心身の状況やライフステージに応じた支援やサービスを提供するために、障がい福祉計画に基づいて、総合的な支援体制やサービスの質的、量的な充実を図ります。また、「就労定着支援」や「自立生活援助」等の障がいのある人の地域生活への移行支援を行うサービスの利用を支援します。

② 地域生活支援事業の充実

地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況を踏まえながら、相談事業所等の連携と資質向上に努め、地域で主体的に取り組む事業の充実と周知を図ります。

③ 地域生活支援拠点における福祉サービスの提供

令和6年4月に開所される北秋田市障がい児・者地域生活支援拠点において実施される生活介護、共同生活援助、放課後等デイサービス、相談支援、障がい児相談支援の事業により、入所施設や病院からの地域移行の促進、重度障がいにも対応できる専門的人材の育成・確保、緊急時における受入れ体制を整備し、必要となる支援やサービスの提供を実施します。

(2) 生活を支援するその他のサービスの充実

障がい福祉サービスのみでサポートできない課題に対して、利用者支援や介助者支援の観点から、高齢者福祉サービスと連携し、必要な支援やサービスの提供を実施します。

① 関係課と連携した福祉サービスの提供

障がいのある人の課題は、障がいの程度のみに限らず、高齢化や家族等の様々な生活課題を抱えています。障がい福祉サービスだけでは対処しきれない課題に対して、高齢者福祉サービス等と連携して必要となる支援やサービスの提供を実施します。

(3) 相談支援体制の充実

自立した生活を支えるために、障がいのある人のニーズの的確な把握に努め、個々の障がい特性や年齢等、様々な種別の障がいに対応した総合的な相談支援体制の充実を図ります。

① 相談支援体制の充実

高齢化や核家族化に伴い、障がいのある人の抱える生活課題は複雑化・多様化していることから、北秋田市基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の連携強化を図るとともに、担い手の確保についての働きかけを実施します。

② 情報提供体制の充実

障がいのある人が、自身の障がいによって情報収集を妨げられないように市の広報等を活用して、障がい福祉サービス等の情報提供を実施します。

また、相談窓口での情報提供に加えて、ホームページや広報等を通じた視覚的な情報提供、ヘルプマーク、ヘルプカードの普及、手話や資料の音声化等により意思疎通支援を図り、視聴覚障がいのある人等への情報提供に努めます。

今後も利用者の状況を把握しながら、円滑な情報提供の手段を検討し、障がいのある人への情報発信の充実を図ります。

【基本目標1 自立した暮らしのための支援 主要事業】

施策の方向	事業名	今後の方向性	担当課
障がい福祉サービス・障がい児福祉サービスの充実	訪問系サービス	継続	福祉課
	日中活動系サービス	継続	
	居住系サービス	継続	
	相談支援系サービス	継続	
	地域生活支援事業	継続	
	その他の取り組み	継続	
生活を支援するその他のサービスの充実	在宅酸素療法者電気料助成事業	継続	福祉課
	人工透析通院費助成事業	継続	
	障害者住宅整備資金貸付事業	継続	
	自動車改造費助成事業	継続	
	身体障害者等運転免許費助成事業	継続	
	難聴児補聴器購入助成事業	継続	
	福祉の雪事業	継続	高齢福祉課
	福祉機器の貸出し	継続	
	高齢者施策と連携した生活支援サービス	継続	高齢福祉課 福祉課
相談支援体制の充実	相談指導・情報提供	継続	福祉課
	相談支援事業を中心にした支援体制の連携強化	継続	福祉課 関係課
	総合支援協議会	継続	

基本目標 2. 育ちと健康の支援

■現状・課題■

- 障がいや発達に心配のある児童が乳幼児期から学童期、成人期も安心して地域で心身ともに健康に暮らし続けるためには、個々の特性や成長を捉え、一人ひとりのニーズに応じた一貫した支援が必要であり、関係機関連携での協議体による包括的な支援体制の構築が重要となります。
- 心の問題や精神面での悩みで社会生活への適応に課題を抱えている方に対して、適切な相談対応を行うとともに、地域移行に向けた専門的な支援を行うために、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの協議体による地域移行及び地域定着支援のための体制を推進する必要があります。
- 障がいのある人の医療ケアは、地域での生活を継続するためには不可欠です。医療的なケアが必要な人が適切な医療ケアを受けるための相談支援体制を含め、個別ニーズの把握、医療との連携・共有を図る体制整備が必要とされています。

■施策の方向・取り組み■

(1) 育ちの支援

障がいや発達の遅れの早期発見及び適切な保育・療育により、障がいの軽減や生活能力の向上、社会参画の幅を広げるために、児童発達支援センターの設置に向けた取組と市内の関係機関と連携した障がい児支援体制を推進します。

① 障がいの早期発見・早期療育の充実

障がいや発達の遅れの早期発見により、専門的な診断や相談、必要な支援・サービスにつなげることで、障がいの軽減や生活能力の向上が期待できます。

子育てのスタートにあたる妊娠、出産、乳幼児期の子育て支援体制の充実と、発達障がい等の早期発見や保護者の育児支援等を今後も継続して実施します。

② 保護者への育児支援等の充実

もろびこども園や保育園、認定こども園、地域生活支援拠点等において、個々の特性や成長を捉え、障がいや発達に心配のある児童の保護者に寄り添った育児支援等を行い、こどもの成長につなげるための親支援を実施します。

③ 医療的ケア体制の充実

医療的ケアを必要とする障がいのある児童については、関係機関が連携し、通所、通学をはじめとする日常生活における現状及び課題の把握と対策の検討を行い、解決につなげるための支援体制の充実を図ります。

(2) 障がいのある人の健康支援

障がいの原因となる疾病等のうち、予防・治療が可能なものについては、障がいの原因となりやすい生活習慣病の予防や健康づくりを推進し、早期に適切な保健医療サービスが受けられるよう体制を推進します。

精神障がいのある人に対する保健福祉施策を実施し、精神障がいのある人が地域で生活できるよう相談支援体制を充実させるとともに、居宅でのサービス提供が受けられるよう包括的な支援体制を推進します。

① 予防と健康支援

自らの健康状態の把握と、介護等が必要な状態を予防する視点から、市で実施している健診や健康相談、健康教育等の保健事業や健康づくり活動の周知及び取り組みを推進します。

② 精神障がい者の早期治療の促進

本市では、障がいのある人や総人口が減少しているなかで、精神障がいのある人は増加しています。誰もがかかる可能性のある精神疾患について、正しく理解し行動するための情報提供を行います。また、精神面や心の問題で不安を抱えている人やその家族に対し、定期的な相談や教室の開催による情報提供を行うとともに、関係機関と連携して早期発見のための意識啓発を行います。

③ 感染症対策の充実

市民や障がい福祉サービス事業所等に対し、新型コロナウイルスやインフルエンザ等の感染症の予防、感染拡大防止策の周知啓発を行うとともに、感染症発生時に備えた平時からの事前準備、感染症発生時の代替サービスの確保に向けた連携体制を推進します。

(3) 医療サービスの推進

障がいのある人の地域生活や社会参画において、障がいの機能回復やリハビリテーションによる軽減の推進は重要な役割を果たします。

障がいのある人に対する医療サービスの提供体制の充実を図り、高齢化等による障がいの更なる重度化・重複化の予防に向けた取り組みを推進します。

① 自立支援医療等の周知

障がいのある方がその障がい除去または軽減するための医療制度である「自立支援医療費制度（更生医療・育成医療・精神通院医療）」等の周知及び利用促進を図ります。

② 医療体制の充実

障がいのある人が地域生活において、主体性、自立性、選択性をもつためには、北秋田市民病院において実施している身体障がいのある人へのリハビリテーション等の医療の支えが必要となります。

利用者の個々のニーズに合わせた医療サービスが実施されるように、体制整備を推進します。

【基本目標2 育ちと健康の支援 主要事業】

施策の方向	事業名	今後の方向性	担当課
育ちの支援	乳幼児健康診査・育児相談	継続	医療健康課
	乳幼児育成連絡会	継続	
	スキップ・クラブ(乳幼児育成指導事業)	継続	医療健康課 こども課
	児童発達支援	継続	福祉課 こども課
	障がい児通所支援事業	継続	
	障がい児保育	継続	
障がいのある人の健康支援	精神保健福祉普及事業	継続	保健所
	難病医療相談事業	継続	
医療サービスの推進	自立支援医療の給付	継続	福祉課 県
	福祉医療費助成〔高齢身体障がい者・重度心身障がい(児)者〕	継続	市民課 福祉課
	救急告示病院 県北地域療育医療拠点機能	継続	医療健康課

基本目標 3. 社会的自立の支援

■現状・課題■

- 子どもの就学にあたっては、教育支援委員会を中心とした関係課が連携して対応する体制ができており、対象となる児童は増加傾向にあります。学校生活においては、学ぶ環境と放課後の居場所づくりの必要性が高まっています。
- 障がい児の学校卒業後の生活については、『親亡き後』を見据えながら、障がいのある児童・生徒が自立して地域で生活をしていくための環境整備を進めていくことが求められています。
- 障がい者雇用制度の機能強化や就労支援体制の強化等により、障がい者の雇用者数は着実に増加しています。就労への様々なニーズに対応するため、就労後の定着支援の体制整備が必要とされています。引き続き、障がい者雇用に対する地域の理解を深めるとともに、障がいの特性に応じた様々な業種の就労先を確保していくことが必要となっており、地域での就労継続支援事業等の充実による幅広いサービスと支援が必要とされています。

■施策の方向・取り組み■

(1) 学びの支援

インクルーシブ教育（※）の観点から、小学校・中学校における通常学級や通級による指導、特別支援学級、特別支援学校という多様な学びの場の充実を図るとともに、ADHD や LD、自閉症スペクトラム等の発達障がいの状況や発達段階に応じた教育の実施に努めます。

※インクルーシブ教育…障がいのある子どもと障がいのない子どもが同じ場で共に学ぶ教育のこと

■主な取り組み■

① 園生活・学校生活での支援

教育、福祉、医療、保健、労働関係機関が緊密な連携のもと、障がいのある幼児・児童・生徒一人ひとりのニーズに応じた適切な支援を一貫して行うため、保育園、認定こども園、学校等において「個別の教育支援計画」を活用した指導の充実を図ります。

また、学校等における円滑な学習活動の推進のため、支援員の配置の拡充に努めます。

② 職業教育・進路相談の充実

比内支援学校たかのす校等を卒業した後の地域での自立した暮らしにつなげるため、地域移行支援ネットワークや進路後援会を活用し、ハローワークや障害者就業・生活支援センター等の関係機関との連携強化を図ります。

(2) 社会参加活動の支援

障がいの有無に関わらず、文化芸術活動やレクリエーション等を通じた余暇の充実
は、社会参画のきっかけや生きがいづくりとして、日々の生活に極めて重要であるこ
とから、教育・文化など多様な社会活動を支援します。

障がいのある人の体力の維持・増進、仲間との交流、自己の能力の向上などのため、
スポーツ・レクリエーション活動への参加を支援します。

① 障がい者の文化芸術及びスポーツ活動の振興

障がい者の文化芸術及びスポーツ活動の振興を図るため、各種イベントの情報
提供を実施します。また、障害のある人の社会活動を支援し、その生活を豊
かなものにするため、スポーツ・文化体験、調理実習、行事等への参加を呼び
かけます。

② 障がい者団体の活動支援

北秋田市身体障害者協会、北秋田市手をつなぐ育成会、鷹巣阿仁地域精神障
害者家族会、ボランティア団体等の障がい者関係団体の自主的な活動を支援し
ます。また、北秋田障がい児・者総合支援協議会等を活用した情報発信と意見
交換を実施します。

(3) 就業の場づくりと就労支援体制の充実

障がいのある人を受け入れる事業所において、障がいのある人が能力に応じた就労
ができるよう関係機関と連携をし、就業促進と雇用の安定を図ります。

また、就業から職場の定着に向けた一貫した就労サポートを実施し、障がいのある
人が職場に定着できるような環境づくりの支援を実施します。

① 就業の機会と雇用の充実

ハローワークや北秋田障害者就業・生活支援センターとの連携により、障が
いのある人の就業の機会の拡充と雇用の安定を図ります。また、特性に応じた
多様な就業の場の確保や雇用の促進のための取り組み、各種制度の周知、啓発
活動を関係機関と連携して行います。

② 障がい者に対する理解の推進

障がいのある人の就労にあたり、事業者側の障がい者に対する理解を進める
ために、学習会等を開催し、障がい者雇用の安定を図ります。

③ 障がい者就労施設等からの物品等調達の推進

障がい者就労施設で就労する障がいのある人の自立促進のため、障がい者就
労施設等からの継続的かつ安定的な調達の取り組みと物品等に関する情報の提
供に努めます。

【基本目標3 社会的自立の支援 主要事業】

施策の方向	事業名	今後の方向性	担当課
学びの支援	教育支援委員会	継続	学校教育課 こども課 医療健康課 保育園等
	児童生徒学校生活サポート事業	継続	学校教育課
社会参加活動の支援	生涯学習活動・地域活動・障がい者 団体活動等への参加促進	継続	福祉課 生涯学習課 市社協
就労の場づくりと就 労支援体制の拡充	北秋田就業支援ネットワーク会議	継続	県 関係機関
	移行支援ネットワーク会議	継続	県（支援学校） 関係機関
	進路後援会	継続	
	放課後児童健全育成事業	継続	福祉課 こども課
	庁内の障がい者雇用	継続	総務課 教育委員会
	障がい者雇用に関する啓発と就労 体験機会の充実	継続	福祉課 県 ハローワーク

基本目標 4. むくもりのある地域づくり

■現状・課題■

- 障がいのある人が豊かで充実した生活を送るためには、障がいのある本人への支援だけでなく、周囲の人が障がいに対する理解を深めていくことがとても重要です。地域の人々や、学校、職場等、あらゆる生活の場において、障がいや障がいのある人に対する知識を深めてもらうため、普及啓発を継続的に行っていくことが重要です。
- 障がい者への虐待は、障がいのある人の尊厳を害するものであり、あってはならないものです。また、日常生活や社会生活に関して、自らの意思が反映された生活が可能となるよう意思決定支援を行うなど、障がいのある人の権利擁護を推進する必要があります。
- 「秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例（以下「バリアフリー条例」という。）」が平成15年4月に施行され、建物や歩道、交通機関など、障がいのある人等に配慮したまちづくりが進められてきています。今後も、誰もが安全で快適な生活を営むことができる地域の実現を推進する必要があります。
- 障がいのある人は、緊急時や非常時において消防や警察等への通報や相談に困難を伴うことがあるため、情報を収集したり伝達することが難しい状況が考えられます。また、障がいのある人や高齢者は、移動時に困難や不安を抱えているため、災害等の非常時や緊急時などにおける支援体制等を整えていく必要があります。

■施策の方向・取り組み■

(1)理解と協力の地域づくり

障がいや障がいのある人への知識や理解を深めてもらうため、出前講座等を実施するなど、職場等における普及・啓発を推進します。

また、障がいのある人で、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方が利用する「ヘルプマーク」、障がいのある人が困ったときに支援や理解を求めるための「ヘルプカード」の普及を図ります。

① 障がい者福祉に対する市民の理解促進

北秋田市障害者生活支援センターささえや障がい者団体等が行うイベント等を通じ、地域住民とのふれあいの場づくりによる市民の理解促進を図ります。

また、市社会福祉協議会や障がい者団体等の活動を支援し、相互に連携して理解促進に努めます。

② 福祉教育の充実

学校におけるすべての教育活動を通して、福祉の心を育みながら福祉についての理解を深めるとともに、ボランティア活動等の実践的な活動を体験することにより、すべての人が差別を受けたり排除されることなくかけがえのない存在として尊重され、ともに支え合い、一人ひとりが生きる喜びを感じることができる『共に生きる力』を社会で育み、共生社会の実現を目指します。

③ ヘルプマーク・ヘルプカードの普及

配慮や支援が必要な人たちのために、「ヘルプマーク」や「ヘルプカード」への理解と協力を進め、普及を図ります。

【ヘルプマーク】



【ヘルプカード】

<p>(記載例)</p> <ul style="list-style-type: none">・むずかしい言葉が苦手です。ゆっくりと簡単な言葉で話してください。・耳が不自由です。手話が筆談で話してください。・手が不自由です。代筆をお願いします。 <p>※配慮してほしいことなどをご記入ください。</p>	<p>あなたの支援が必要です</p> <p>ヘルプカード</p> <p>秋田県</p>
<p>ふりがな あきた 名 前 秋田 ○○</p> <p>住 所 秋田市山王○丁目△-□</p> <p>性別 血液型 RH+ 生年月日 (男)・女 (A)・B・O・AB S ○○年△△月□□日</p> <p>大切な連絡 (このカードをご覧になった方へ)</p> <p>(記載例)</p> <ul style="list-style-type: none">・○○の持病があります。病院へ電話してください。	<p>連絡先 <input type="checkbox"/>自宅 <input type="checkbox"/>勤務先・通学先 <input type="checkbox"/>その他 ()</p> <p>秋田△△ 0180-11-2222</p> <p><input type="checkbox"/>自宅 <input type="checkbox"/>勤務先 <input type="checkbox"/>通学先 <input type="checkbox"/>その他 ()</p> <p>(株)×× 0180-33-4444</p> <p><input type="checkbox"/>自宅 <input type="checkbox"/>勤務先 (通学先) <input type="checkbox"/>その他 ()</p> <p>□□高校 0180-55-6666</p> <p>医療機関 (かかりつけ) 連絡先</p> <p>○○病院 0180-77-8888</p>

(2) 権利擁護の推進

「障害者虐待防止法」に基づく虐待防止と擁護者への支援や、「成年後見制度利用促進法」に基づく成年後見制度の適切な利用や日常生活自立支援事業を通じて、障がいのある人が安心して暮らせる生活環境への支援を推進します。

また、障がいのある人への差別の解消に努め、障がいのある人が生活のあらゆる場面において不当な不利益を被らないように、啓発活動を行います。

① 成年後見制度の利用支援

知的障がいや精神障がいにより、常に判断能力を欠いている状態にある方の、成年後見制度に関する相談や制度の利用に対し、後見開始の審判の申し立てを行う親類等がない場合の利用支援を行います。

② 障がい者への虐待防止と行政機関における合理的配慮の提供

「障害者差別解消法」の考え方に基づき、障がい者への虐待防止対策及び市民が利用する行政機関や事業所の窓口等において、それぞれの障がい特性や場面・状況に応じた配慮や取り組みを進めます。

(3) 支え合いのネットワーク強化

障がいのある人の地域生活を地域で支えていくため、市民、学校、事業所等におけるボランティア活動に対する理解を深め、活動への支援や人材育成に取り組み、地域での支え合いを推進します。

① 地域が主体となって支えあう活動の推進

多くの市民がボランティア活動や地域活動に参加し、市社会福祉協議会やボランティア団体と連携した地域主体の活動を推進します。

地域の活力と行政による福祉サービスが連携し相互に補完しあうことで、障がいのある人の生活の質を高めていきます。

障がいがある人などが安心して生活できるよう、ボランティアや地域住民等と行政の連携を強化し、地域で支え合い協働で取り組む体制整備を図ります。

(4) 安全・安心なまちづくりの推進

ユニバーサルデザインの理念に基づき、あらゆる人が地域の中で、安全・安心で生活しやすいまちを目指し、住宅や公共施設等の生活環境における障壁（バリア）の解消に努めます。

また、地域防災計画に基づき、平常時から避難行動要支援者支援対策による関係機関や自治会等との連携を図り、災害時における福祉避難所の確保や実施体制の整備に取り組みます。

① 安全性や快適性の高いまちづくりの推進

秋田県バリアフリー条例に基づき、すべての人が自由に行動し、安全で快適な生活を営むことができる住みよいまちづくりを進めます。

また、障がいのある人や高齢者等を含め、すべての人が利用しやすい公共的施設の整備を進めます。

② 災害や緊急時における安全確保の推進

北秋田市地域防災計画に基づき、災害や緊急時における安全確保に関する計画、災害が発生した時の避難場所、行政機関等の緊急連絡先、災害時の留意事項の情報提供・啓発に努めます。

また、災害時に援護が必要な障がいのある人を把握し、個々の支援体制を確保するとともに、障がいのある人へ地域での防災訓練への参加を促すことで、災害等の緊急時の安全確保に取り組みます。

さらに、平常時から福祉避難所についての情報や役割を周知するほか、災害等の非常時や緊急時などにおける障がいのある人や高齢者への支援体制等を整えていきます。

【基本目標4 めくもりのある地域づくり 主要事業】

施策の方向	事業名	今後の方向性	担当課
理解と協力の地域づくり	障がいに関する理解を深めるための啓発	継続	福祉課 教育委員会 市社協 社会福祉法人等
	地域福祉トータルケア推進事業	継続	市社協
	ボランティアによる支えあい活動	継続	福祉課 市社協
権利擁護の推進	成年後見制度利用支援事業 日常生活自立支援事業	継続	高齢福祉課 福祉課 市社協
	虐待防止対策	継続	福祉課 地域包括支援センター
支え合いのネットワーク強化	相談支援	継続	福祉課 社会福祉法人等
安全・安心なまちづくりの推進	公共施設のバリアフリー化	継続	福祉課 建設課 都市計画課
	防災対策の充実	継続	総務課 福祉課

第3部 第7期障がい福祉計画

第3期障がい児福祉計画

第1章 第7期障がい福祉計画

1. 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定にあたって

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の策定は、国の障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）に即することとされ、令和5年5月19日に告示されました。改正後の基本理念は次の以下のとおりです。

- ①障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ②市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- ③入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ④地域共生社会の実現に向けた取組
- ⑤障害児の健やかな育成のための発達支援
- ⑥障害福祉人材の確保・定着
- ⑦障害者の社会参加を支える取組定着

国の基本的な指針では、障がいのある人の自立支援の観点から、市町村が策定する障がい福祉計画において、①福祉施設の入所者の地域生活への移行、②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、③地域生活支援の充実、④福祉施設から一般就労への移行等、⑤障害児支援の提供体制の整備等、⑥相談支援体制の充実・強化等、⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築について、成果目標と活動指標を設定することが適当であるとされています。

2. 成果指標の設定

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している障がい者のうち、今後自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する人数を見込み、令和8年度末における地域生活への移行者数の目標値を定めます。

国の基本指針	
① 施設入所者の地域生活への移行	◆令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が令和8年度末までに地域生活へ移行することとする。
② 施設入所者の削減	◆令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上を削減することを基本とする。

【第6期計画実績及び第7期計画目標値】

項目	第6期計画			第7期計画	
	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)	実績値 (令和4年度)	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)
施設入所者数	123人	121人	131人	131人	114人
①移行者数	—	7人	2人	—	14人
②削減数	—	2人	0人	—	3人

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしを送ることができるよう精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築として、令和8年度末における保健、医療、福祉関係者による協議の場の目標値を定めます。

国の基本指針	
◆協議の場の開催回数、関係者の参加人数、目標設定及び評価の実施回数、精神障害者における障害福祉サービス種別の利用者数の見込みを設定。	

【第6期計画実績】

項目	第6期計画	
	目標値 (令和5年度)	実績値 (令和4年度)
①協議体	設置	未設置

【第7期計画目標値】

項目	第7期計画	
	目標値（令和8年度）	
①保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	2回	
②保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	11人	
③保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	2回	
④精神障害者における障害福祉サービス種別の利用者数	地域移行支援	1人
	地域定着支援	47人
	共同生活援助	15人
	自立生活援助	1人
	自立訓練(生活訓練)	28人

(3) 地域生活支援の充実

国の基本指針
<ul style="list-style-type: none"> ◆令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。 ◆令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

【第6期計画実績及び第7期計画目標値】

項目	第6期計画		第7期計画
	目標値 (令和5年度)	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)
①整備箇所数	1箇所以上	0箇所	整備済
②運用状況の検証及び検討	年1回	無	年1回
③ニーズ把握 (認定調査結果・アンケート調査による状況確認)	—	—	実施
④その他の取組 (地域における課題の整理)	—	—	実施

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針	
◆	令和8年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上にすることを基本とする。併せて、以下とすることを基本とする。
●	就労移行支援事業：1.31倍以上
●	就労継続支援A型事業：概ね1.29倍以上
●	就労継続支援B型事業：概ね1.28倍以上
●	就労移行支援事業の利用者数：1.41倍以上
◆	就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労への移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。
◆	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

【第6期計画実績】

項目	第6期計画	
	目標値（令和5年度）	実績値（令和4年度）
①就労移行者数	7人	2人
②利用者数	5人	0人
③事業所数	70.0%	0.0%
④職場定着率	80%以上	0.0%

【第7期計画目標値】

項目	第7期計画	
	目標値（令和8年度）	
①福祉施設を通じた一般就労への移行		
うち就労移行支援利用者		2人
うち就労継続支援A型利用者		2人
うち就労継続支援B型利用者		1人
うち生活介護利用者		1人
うち自立訓練利用者		1人
合計		7人
就労移行支援事業所数		1事業所
うち就労定着率5割未満		0事業所
うち就労定着率5割以上		1事業所
割合		10割
②一般就労後の定着支援		
就労定着支援利用者数		2人
就労定着支援事業所数		1事業所
うち就労定着率7割未満		0事業所
うち就労定着率7割以上		1事業所
割合		10割

(5) 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針
<ul style="list-style-type: none"> ◆令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。 ◆協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取り組みを行うとともに、これらの取り組みを行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

【第7期計画目標値】

項目	第7期計画
	目標値（令和8年度）
①基幹相談支援センターの設置（令和2年に設置済）	設置済
②地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	20件
③地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	4件
④地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	3回
⑤個別事例の支援内容の検証の実施回数	2回
⑥主任相談支援専門員の配置数	2人

(6) 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組に係る体制の構築

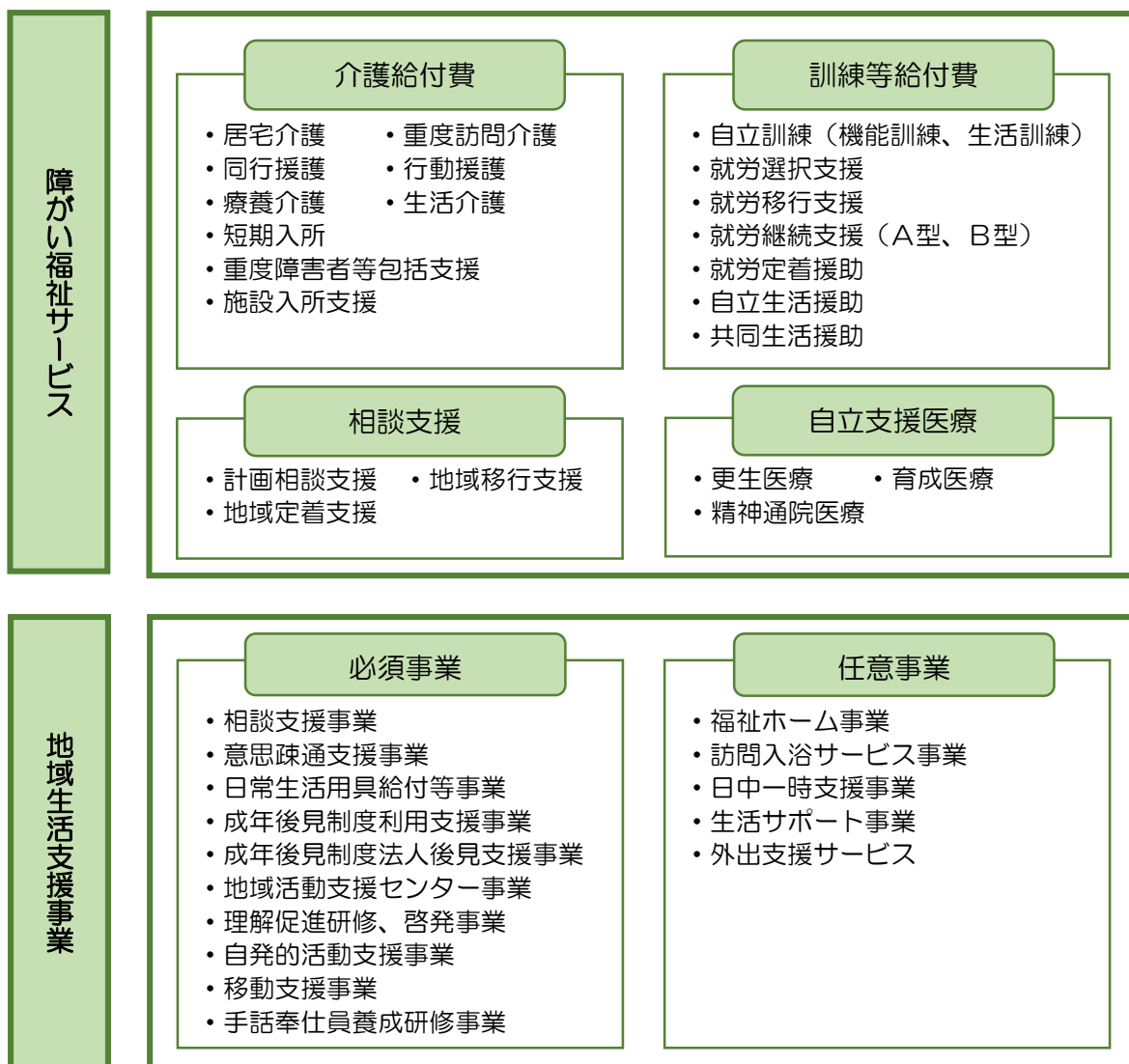
国の基本指針
<ul style="list-style-type: none"> ◆令和8年度末までに都道府県及び市町村において、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みを実施する体制を構築することを基本とする。

【第6期計画目標値】

項目	第7期計画
	目標値（令和8年度）
①都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修等への市町村職員の参加人数	2人
②障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の回数	1回

3. 障がい福祉サービス等の見込量

障がい福祉計画では、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業等の種類ごとの必要な量の見込みに関する事項等を設定します。



(1) 障がい福祉サービス

障がい福祉サービスとは、個々の障がいのある方々の心身の状況や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われるサービスです。介護の支援を受ける場合は「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置づけられます。

① 訪問系サービス

【事業内容】

事業名	事業内容
居宅介護（ホームヘルプサービス）	自宅で入浴や排泄、食事等の介助を受けるサービスです。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者等であり、常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排泄、食事等の介助や外出時の移動の補助をするサービスです。
同行援護	視覚障がいにより移動が困難な障がい者等に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動援助等を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介助が必要な人に、行動するときに必要な介助や外出時の移動の補助等をするサービスです。
重度障害者等包括支援	常に介護が必要な人のなかでも要介護度が特に高いと認められた人に、居宅介護等の障がい福祉サービスを包括的に提供します。

■ 基本的な考え方 ■

訪問系サービスは、在宅の障がいのある人の地域生活を支える上で必要不可欠なサービスです。

施設等からの地域生活への移行により、サービスを必要とする障がいのある人が増加することが見込まれます。

障がい者一人ひとりのニーズに応じたサービス量の確保に努めます。

【利用量の見込み】

事業名	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問系サービス			
利用者数（人）	42	42	42
利用量（時間／月）	382	382	382

② 日中活動系サービス

【事業内容】

事業名	事業内容
生活介護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排泄、食事の世話、創作的活動等の機会を提供します。
療養介護	医療の必要な障がい者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、介護やお世話をします。
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。
就労選択支援	就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択のための支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する人に、一定期間における生産活動やその他の活動の機会を提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
就労継続支援（A型・B型）	通常の事業所での就労が困難な人に、就労の機会の提供や生産活動、その他の活動の機会を提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障がい者で就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対して、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。
短期入所	居宅において介護を行う人の疾病その他の理由により、障がい者支援施設等への短期間の入所を必要とする障がい者等に、入浴、排泄及び食事その他の必要な支援を行います。

■ 基本的な考え方 ■

施設入所者や入院から地域生活への移行の促進に伴い、サービス利用者が増加することを考慮する必要があります。

また、自立した生活に向け、就労支援に係る事業の充実により一般就労への移行を支えていくことが課題となります。

【利用量の見込み】

事業名	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護			
利用者数（人）	173	173	173
利用量（人日）	3,320	3,320	3,320
自立訓練（機能訓練）			
利用者数（人）	2	2	2
利用量（人日）	40	40	40
自立訓練（生活訓練）			
利用者数（人）	37	37	37
利用量（人日）	375	375	375
就労選択支援			
利用者数（人）	2	2	2
就労移行支援			
利用者数（人）	3	3	3
利用量（人日）	57	57	57
就労継続支援（A型）			
利用者数（人）	4	4	4
利用量（人日）	62	62	62
就労継続支援（B型）			
利用者数（人）	101	101	101
利用量（人日）	1,261	1,261	1,261
就労定着支援			
利用者数（人）	2	2	2
療養介護			
利用者数（人）	6	6	6
短期入所（福祉型）			
利用者数（人）	19	19	19
うち重度障害者の利用者数（人）	14	14	14
利用量（人日）	71	71	71
短期入所（医療型）			
利用者数（人）	2	2	2
うち重度障害者の利用者数（人）	1	1	1
利用量（人日）	1	1	1

③ 居住系サービス

【事業内容】

事業名	事業内容
共同生活援助（グループホーム）	地域生活を営む人に共同生活の場において、家事等の日常生活上の支援や相談支援を行います。
施設入所支援	施設に入所している人に入浴、排泄、食事の世話等の支援を行います。
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する人を対象に、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、定期的に利用者の居宅を訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

■ 基本的な考え方 ■

施設入所や入院から地域生活へ移行するにあたり、家族介護者の高齢化等により、共同生活援助（グループホーム）の確保が課題となります。また、施設入所支援にあたっては、障がいの状況やその家族のニーズに応じ、適切なサービスの提供が必要になります。

【利用量の見込み】

事業名	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助（グループホーム）			
利用者数（人）	52	52	52
うち重度障害者の利用者数（人）	18	18	18
施設入所支援			
利用者数（人）	132	132	132
自立生活援助			
利用者数（人）	2	2	2

④ 相談支援系サービス

【事業内容】

事業名	事業内容
計画相談支援	障がい者の心身の状況、その置かれている環境を勘案し、利用するサービスの内容を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定が行われた後に、当該支給決定の内容を反映したサービス等利用計画の作成を行います。 また、サービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、サービス等利用計画の変更等を行います。
地域移行支援	障がい者支援施設等の施設に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行います。
地域定着支援	居宅において単身等の状況において生活する障がい者につき、当該障がい者との常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態において相談等を行います。

■ 基本的な考え方 ■

地域生活への移行促進とともにニーズを適切に把握し、必要な障がい福祉サービス等が確保されるよう、サービス利用計画の作成による支援を行います。

関係機関のネットワーク、地域定着支援の推進により、施設入所や入院から地域生活へ移行を見込むものとします。

【利用量の見込み】

事業名	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援			
利用者数(人)	278	278	278
地域移行支援			
利用者数(人)	1	1	1
地域定着支援			
利用者数(人)	70	70	70

(2) 地域生活支援事業

① 相談支援事業

【事業内容】

事業名	事業内容
相談支援事業	障がいの種別に関わらず、障がい者等の福祉に関する各般の問題につき、障がい者からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言その他の障がい福祉サービスの利用支援、障がい者の権利擁護等必要な支援を行います。
総合支援協議会	相談支援事業を始めとする地域の障がい福祉サービスに関する仕組みづくりに関して、中核的な役割を果たす定期的な協議の場です。
基幹相談支援センター等機能強化事業	相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、専門的職員をセンターに配置することや、地域における相談支援事業者等に対する助言、人材育成の支援等を実施し、相談支援機能の強化を図ります。
住宅入居等支援事業	保証人がいない等の理由によって入居が困難な障がいのある人に対して、入居に必要な調整等を行うことで、障がいのある人が一般住宅に入居できるよう、地域生活を支援しています。
成年後見制度利用支援事業	判断能力を欠いている障がい者が成年後見制度を利用する場合で、申し立てを行う家族等がない場合に、市長が代わりに申し立てを行い、障がい者の地域生活を支援します。

■ 基本的な考え方 ■

障がいのある人やその家族が安心して相談できる体制の充実と、関係機関との連携を適切に行うことが必要です。基幹相談支援センターを中心に、支援体制の構築を図ります。

【利用量の見込み】

事業名	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援事業			
設置数（箇所）	1	1	1
総合支援協議会			
設置数（箇所）	1	1	1
基幹相談支援センター等機能強化事業			
設置数（箇所）	1	1	1
住宅入居等支援事業			
相談件数（件）	1	1	1
成年後見制度利用支援事業			
相談件数（件）	1	1	1

② 意思疎通支援事業

【事業内容】

事業名	事業内容
手話通訳者等派遣事業	聴覚、言語機能、音声機能の障がいにより意思疎通を図ることに支障のある身体障がい者等に、手話通訳者や要約筆記者を派遣し、意思疎通の円滑化を図るサービスです。
要約筆記者等派遣事業	

■ 基本的な考え方 ■

聴覚、言語機能、音声機能の障がいにより意思疎通を図ることに支障のある身体障がい者等に、意思疎通支援事業の内容を周知するとともに、利用者のニーズを把握し、サービスの利用を促進します。

【利用量の見込み】

事業名	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者等派遣事業			
利用者数(人)	3	3	3
要約筆記者等派遣事業			
利用者数(人)	1	1	1

③ 日常生活用具給付等事業

【事業内容】

事業名	事業内容
日常生活用具給付等事業	障がい者に自立生活支援用具、ストマ等の排泄管理支援用具等を給付または貸与するサービスです。 (介護訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、住宅改修費)

■ 基本的な考え方 ■

障がいのある人が、身体能力を最大限発揮し、自立社会や社会参加を行う上で日常生活用具は不可欠です。障がいのある人の地域生活への移行が進むなかで、障がいの状況やニーズに応じた適切な日常生活用具給付を行います。

【利用量の見込み】

事業名	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護訓練支援用具			
給付件数（件）	2	2	2
自立生活支援用具			
給付件数（件）	2	2	2
在宅療養等支援用具			
給付件数（件）	5	5	5
情報・意思疎通支援用具			
給付件数（件）	2	2	2
排泄管理支援用具			
給付件数（件）	950	900	850
住宅改修費			
給付件数（件）	1	1	1

④ 移動支援事業

【事業内容】

事業名	事業内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者（児）が社会生活上必要不可欠な外出及び社会参加活動等での外出を支援するサービスです。（個別支援型、車両移送型）

■ 基本的な考え方 ■

障がいのある人の自立した生活や社会参加を促進する上で、移動支援事業のニーズは高く、事業の充実が求められています。障がいのある人の地域生活への移行が進むなかで、障がいの状況やニーズに応じた適切な事業の実施が必要となります。

【利用量の見込み】

事業名	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業（個別支援型）			
利用者数（人）	11	11	11
利用量（回）	488	490	492
移動支援事業（車両移送型）			
利用者数（人）	35	35	35
利用量（回）	2,129	2,419	2,709

⑤ 地域活動支援センター事業

【事業内容】

事業名	事業内容
地域活動支援センター事業	地域活動支援センターは市内1箇所で運営されており、基礎的事業として実施される創作的活動、生産活動の機会の提供を実施しています。

■ 基本的な考え方 ■

北秋田市障害者生活支援センターささえにおいて、地域活動支援センターの必須事業である福祉サービスの利用援助、社会資源を活用するための支援、社会生活を高めるための支援、ピアカウンセリング、権利擁護のための支援、専門機関の紹介、ボランティア活動支援、その他障がい者等の福祉の増進に関する事業が実施されています。

引き続き、対象者や利用者、関係者が気軽に利用できる場の確保と事業展開を実施します。

【利用量の見込み】

事業名	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター事業			
利用者数(人)	171	171	171
事業所数(箇所)	1	1	1

⑥ 理解促進研修・啓発事業

【事業内容】

事業名	事業内容
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人が日常生活や社会生活のなかで生じる「社会的障壁(バリア)」をなくすために、地域住民に対して障がいに対する理解を深めるための研修会やイベントを開催します。

■ 基本的な考え方 ■

障がいのある人が日常生活や社会生活のなかで生じる「社会的障壁(バリア)」をなくすために、地域住民と相互理解を深める交流・啓発事業を実施、支援していきます。

また、地域生活支援事業は、市・県が実施主体となって地域の特性や利用者の状況に応じて実施する事業のため、本計画を推進していくなかで生じる新たなニーズや課題に即応した事業を随時検討していきます。

【利用量の見込み】

事業名	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修啓発事業			
実施の有無	継続して実施		

⑦ 自発的活動支援事業

【事業内容】

事業名	事業内容
自発的活動支援事業	障がいのある人、その家族、地域住民等が地域において自発的に活動に取り組めるように活動を支援します。

■ 基本的な考え方 ■

障がいのある人の地域における自立した日常生活や社会生活を営むためには、地域住民が主体となって相互に支えあう共存社会の実現が必要不可欠です。

引き続き、地域における自発的な活動に対する支援を継続していきます。

【利用量の見込み】

事業名	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業			
実施の有無	継続して実施		

⑧ 成年後見制度法人後見支援事業

【事業内容】

事業名	事業内容
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

■ 基本的な考え方 ■

障がいのある人の地域生活への移行や職場への定着を図る上で、後見制度の需要は高まることが予想されます。

【利用量の見込み】

事業名	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度法人後見支援事業			
実施の有無	継続して実施		

⑨ 手話奉仕員養成研修事業

【事業内容】

事業名	事業内容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚等に障がいのある人のコミュニケーションの支援者となる手話奉仕員の養成研修を行います。

■ 基本的な考え方 ■

障がいのある人の公的な場における情報のアクセシビリティを確保するために、引き続き手話奉仕員の養成に努めます。

【利用量の見込み】

事業名	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業			
講習会修了者数(人)	6	6	6

⑩ 任意事業

【事業内容】

事業名	事業内容
福祉ホーム事業	住居を必要とする障がいのある人に対し、低額な料金で居室その他の設備を提供し、地域生活の支援を行います。
訪問入浴サービス事業	家庭での入浴が困難な重度の身体障がいのある人に対し、訪問による居宅での入浴サービスを提供します。
日中一時支援事業	介助者の一時的な休息のために、障がいのある人の日中における活動の場を確保します。
生活サポート事業	一時的に支援が必要な障がい者等の生活支援、家事援助を行います。

■ 基本的な考え方 ■

障がいのある人やその家族の生活支援を拡充するために、事業についての周知とサービスの更なる充実が必要になります。

北秋田市の地域特性を把握し、状況に応じた事業の拡充を検討していきます。

【利用量の見込み】

事業名	令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉ホーム事業			
箇所数(箇所)(※市外施設)	1	1	1
訪問入浴サービス事業			
利用者数(人)	2	2	2
日中一時支援事業			
利用者数(人)	29	29	29
生活サポート事業			
利用者数(人)	5	5	5

第2章 第3期障がい児福祉計画

1. 成果指標の設定

(1) 障がい児支援の提供体制の整備等

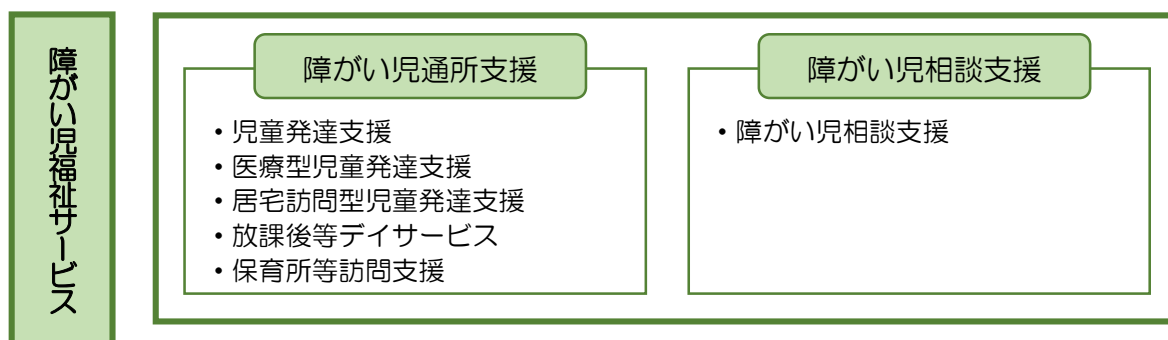
保健・医療・保育・教育・就労支援等の関係機関や事業者とも連携を図り、障がい児及びその家族に対する、乳幼児期から卒業に至るまでの一貫した包括的な支援を、住み慣れた地域において提供できる体制を整備するために、令和8年度末における目標値を定めます。

国の基本指針
<ul style="list-style-type: none"> • 令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。 • 令和8年度末までに、すべての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。 • 令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または各圏域に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。

【第2期計画実績及び第3期計画目標値】

項目	第2期計画		第3期計画
	目標値 (令和5年度)	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)
①児童発達支援センターの設置	1箇所	0箇所	1箇所
②保育所等訪問支援事業所の設置	1箇所	1箇所	設置済
③関係機関の協議体の設置	設置	未設置	設置
④重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置	1箇所	1箇所	設置済
⑤重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置	1箇所	1箇所	設置済

2. 障がい児支援サービスの見込量



(1) 障がい児通所支援・相談支援

① 障がい児通所支援事業

【事業内容】

事業名	事業内容
児童発達支援	療育の観点から個別療育、集団療育を行う必要がある未就学の障がい児を対象に、日常生活における基本的な動作の習得や集団生活に適應することができるよう、療育目標を設定した個別プログラムのもとに、指導員等が個別指導を一定時間以上行うとともに、集団療育を行います。
医療型児童発達支援	未就学児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適應訓練等を行うとともに、身体の状況により治療も行います。
放課後等デイサービス	放課後等デイサービスは、就学中の障がい児に対し、放課後や夏休み等の長期休業中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。
保育所等訪問支援	保育園等を現在利用中の障がい児、または今後利用する予定の障がい児が、保育園等における集団生活の適應のための専門的な支援を必要とする場合に、保育所等訪問支援を提供することにより、保育園等の安定した利用を促進します。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい児等の重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児を対象に、障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

■ 基本的な考え方 ■

障がい児が必要な支援を受けることができるように療育の場の充実に努めるとともに、医療的ケアが必要な児童が利用できるサービスについて、事業者への働きかけ等提供体制の確保に努めます。

また、居宅訪問型児童発達支援の提供については、既存の児童発達支援事業所等へ必要な情報提供に努めます。

基幹相談支援センターを中心に、各相談支援事業所、サービス事業所間の連携を強化することで安心して暮らせる環境を目指します。

【利用量の見込み】

事業名	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援			
利用者数（人）	27	27	27
利用量（人日）	44	44	44
放課後等デイサービス			
利用者数（人）	30	30	30
利用量（人日）	168	168	168
保育所等訪問支援			
利用者数（人）	31	31	31
利用量（人日）	10	10	10
居宅訪問型児童発達支援			
利用者数（人）	1	1	1
利用量（人日）	4	4	4

② 障がい児相談支援事業

【事業内容】

事業名	事業内容
障がい児相談支援事業	障がい児通所支援を申請した障がい児について、障がい児支援利用計画の作成、及び支給決定後の障がい児支援利用計画の見直し（モニタリング）を行います。

■ 基本的な考え方 ■

障がい児通所支援や障がい福祉サービスを適切に利用できるように、相談支援事業所間の連携及び相談支援員の人員の確保と質の向上に努めます。

【利用量の見込み】

事業名	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい児相談支援事業			
利用者数（人）	51	51	51
利用量（人日）	15	15	15

(2) 障がい児支援の提供体制の整備等

① 障がい児支援の提供体制

【事業内容】

事業名	事業内容
保育所等における障がい児の受入体制	障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制として、市内の保育園等における障がい児の受入体制の強化に努めます。
医療的ケア児コーディネーターの配置	医療的ケア児が、地域において必要な支援を円滑に受けられることができるよう、保健、医療、福祉、教育その他の関係機関等の連携体制を構築することにより、医療的ケア児等の地域生活を支援します。

■ 基本的な考え方 ■

障がい児支援のため、保護者等の意向を丁寧に把握し、地域社会への参加・包容（インクルージョン）に向けた個人単位での支援をします。また、医療的ケア児が、地域において必要な支援を円滑に受けられることができるよう支援します。

【利用量の見込み】

事業名	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所等における障がい児の受入			
保育所（人）	14	14	14
認定こども園（人）	6	6	6
放課後児童健全育成事業（人）	18	18	18
医療的ケア児コーディネーター			
配置人数（人）	5	5	5

第4部 計画の推進にあたって

第1章 計画の進行管理

本計画では、具体的な事業を計画する期間は令和6年度から令和8年度までの3か年の計画としています。計画の進捗状況を客観的に把握・評価し、障がい福祉計画に盛り込んだ事項について、見直しの必要があると認めるときは、障がい福祉計画の変更を行い、その後の取り組みの改善につなげていくこととしています。

そのため、市は、様々な機会を通して、市民にこの計画に対する理解が得られるよう働きかけるとともに、市民からの意見を取り入れながら、目標達成に向けて市民、関係団体と協力して取り組みます。

また、計画の評価・見直しにあたっては、PDCAサイクルを導入し、毎年1回、計画期間におけるサービスの計画値と利用実績値、具体的な指標をできる限り活用した評価に努め、その結果を次期計画の取り組みに反映させていきます。

第2章 計画の推進体制の充実

(1)北秋田障がい児・者総合支援協議会

障害者総合支援法に基づき設置されている当協議会は、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりを協議するために設置され、関係機関、関係団体、障がい者などが相互に情報共有化を図ることにより連携を深め、障がい者などへの支援体制の整備、強化に取り組んでいきます。

(2)支援部会

北秋田障がい児・者総合支援協議会は、障がい福祉におけるきめ細かい支援に資するため、相談、こども、就労の3つの支援部会を設置し、システムの構築、人材の資質向上、支援等に関し協議を行います。さらには、検討事例等の課題共有、併せて課題解決への取り組みを検証、反映することで、障がいのある人の生活を支援するサービスの中立・公平性の確保と質の向上を図り、本市における障がい者福祉の向上に取り組んでいきます。

(3)行政

行政において、国、県、社会福祉法人、市民活動団体及び事業者との連携と協力体制の構築、市民、障がい者団体、事業者と連携、協力して計画に基づく施策の推進を図ります。また、計画についての評価や、必要に応じて見直しを行い、次の計画や施策等に反映させていきます。

資料編

1. 北秋田市障がい者（児）計画策定委員会設置要綱

（設置）

- 第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づき、北秋田市障がい者計画・障がい児福祉計画（以下「計画」という。）の策定・評価にあたり、障がい福祉の推進について、広く市民の意見を求め、総合的に計画を策定・評価するため、北秋田市障がい者（児）計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- 2 本計画においては、国の基本指針に基づき、障がい児に対する支援の整備等に関する目標等を併せて策定することとする。

（所掌事務）

- 第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。
- （1） 計画の策定に関すること。
 - （2） 調査、分析、及び評価に関すること。
 - （3） その他、計画策定・評価のために必要な事項に関すること。

（組織）

- 第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のなかから市長が委嘱する。
- （1） 学識経験を有する者
 - （2） 障がい者（児）団体等に関する者
 - （3） 福祉、保健事業等に関する者
 - （4） 関係行政機関の職員
 - （5） 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認めた者

（任期）

- 第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和6年3月31日までとする。ただし、任期中において委員の交代があった場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

- 第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

- 第6条 委員会は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
 - 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉課地域障がい福祉係において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

(最初の会議の招集)

2 この要綱による最初の委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(失効)

3 この要綱は、令和6年3月31日をもって、その効力を失う。

2. 北秋田市障がい者（児）計画策定委員名簿

(敬称略)

	区 分	氏 名	所 属 ・ 職 名	備 考
1	学識経験者	柏木 清一	北秋田市民生委員児童委員協議会 会長	
2	障害者（児）団体等	小坂 和子	精神保健福祉ボランティア 「れもんの会」 会長	
3	障害者（児）団体等	武石 嘉一郎	北秋田市身体障害者協会 会長	
4	障害者（児）団体等	小塚 光子	北秋田市手をつなぐ育成会 副会長	会 長
5	福祉保健事業者	佐藤 一仁	社会福祉法人県北報公会 大野台吉野学園 園長	
6	福祉保健事業者	成田 敦	社会福祉法人秋田県民生協会 常務理事	副会長
7	福祉保健事業者	滝澤 葉子	社会福祉法人交楽会 森幸園 施設長	
8	福祉保健事業者	近藤 テイ子	一般財団法人たかのす福祉公社 フードセンターたかのす 施設長	
9	福祉保健事業者	九島 忠幸	社会福祉法人友遊会 どじょっこハウス 管理者	
10	福祉保健事業者	中村 智子	社会福祉法人県北報公会 もろびこども園 管理者	
11	関係行政機関	渡部 裕樹	秋田県北秋田地域振興局 鷹巣阿仁福祉環境部 次長	
12	関係行政機関	福士 智子	秋田県立比内支援学校たかのす校 副校長	
13	関係行政機関	山田 典子	大館公共職業安定所鷹巣出張所 就職促進指導官	
14	関係行政機関	成田 めぐみ	北秋田市健康福祉部医療健康課 健康推進係 主査	
15	関係行政機関	佐藤 スゲ子	北秋田市健康福祉部こども課 子育てあんしん係 家庭相談員	
16	関係行政機関	北秋田市健康福祉部福祉課地域障がい福祉係		

※令和5年4月1日

3. 策定経過

年月日	実施内容、会議等	主な協議事項
令和5年 9月～10月	障がい福祉に関するアンケート調査の実施	
12月20日	第1回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ● 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の評価について ● 次期計画に係るアンケート調査の報告について ● 今後のスケジュールについて
令和6年 2月5日	第2回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ● 素案の協議
2月8日 ～3月8日	パブリックコメント	
3月15日	第3回策定委員会（書面）	<ul style="list-style-type: none"> ● パブリックコメントの結果報告 ● 計画（最終案）の決定
3月21日	市長への答申・庁議	

北 秋 田 市
第 4 次障がい者計画
第 7 期障がい福祉計画・
第 3 期障がい児福祉計画

発行日：令和 6 年 3 月
編集・発行：北秋田市 健康福祉部 福祉課

〒018-3392
秋田県北秋田市花園町 19 番1号
TEL 0186-62-6637